

会 議 録 第 4 号

1. 招集日時 令和2年3月5日(木) 午前10時

1. 招集場所 牛久市役所議場

1. 出席議員 21名

- 1番 鈴木勝利君
- 2番 藤田尚美君
- 3番 秋山泉君
- 4番 長田麻美君
- 5番 山本伸子君
- 6番 守屋常雄君
- 7番 伊藤裕一君
- 8番 石原幸雄君
- 9番 柳井哲也君
- 10番 甲斐徳之助君
- 11番 池辺己実夫君
- 12番 加川裕美君
- 13番 北島登君
- 14番 杉森弘之君
- 15番 須藤京子君
- 16番 黒木のぶ子君
- 17番 諸橋太一郎君
- 18番 市川圭一君
- 20番 板倉香君
- 21番 遠藤憲子君
- 22番 利根川英雄君

1. 欠席議員 なし

1. 出席説明員

市 長	根 本 洋 治 君
副 市 長	滝 本 昌 司 君
教 育 長	染 谷 郁 夫 君
市長公室長	吉 川 修 貴 君
経営企画部長	吉 田 将 巳 君
総 務 部 長	植 田 裕 君
市 民 部 長	高 谷 寿 君
保健福祉部長	藤 田 幸 男 君
環境経済部長	藤 田 聡 君
建 設 部 長	山 岡 孝 君
教 育 部 長	川 井 聡 君
会計管理者	飯 島 希 美 君
監査委員事務局長	大和田 伸 一 君
農業委員会事務局長	結 速 武 史 君
経営企画部次長兼 財 政 課 長	山 崎 裕 君
総務部次長兼 管 財 課 長	野 口 克 己 君
市民部次長	小 川 茂 生 君
保健福祉部次長兼 保 育 課 長	中 山 智 恵 子 君
保健福祉部次長兼 健康づくり推進課長	内 藤 雪 枝 君
環境経済部次長	梶 由 紀 夫 君
建 設 部 次 長	根 本 忠 君
建 設 部 次 長	長谷川 啓 一 君
建設部次長兼 下 水 道 課 長	野 島 正 弘 君
教育委員会次長	飯 野 喜 行 君
教育委員会次長兼 教 育 企 画 課 長	吉 田 茂 男 君
全 参 事	

1. 議会事務局出席者

事務局長	滝本仁君
庶務議事課長	野島貴夫君
庶務議事課長補佐	飯田晴男君
庶務議事課主査	宮田修君

令和2年第1回牛久市議会定例会

議事日程第4号

令和2年3月5日(木) 午前10時開議

日程第 1. 一般質問

午前10時03分開議

○議長(石原幸雄君) おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

日程第1、一般質問を行います。

一般質問

○議長(石原幸雄君) 初めに、2番藤田尚美君。

[2番藤田尚美君登壇]

○2番(藤田尚美君) 皆様、おはようございます。公明党の藤田尚美です。

一般質問に入る前に、一言申し上げます。今回の新型コロナウイルスの対応に対し、執行部の皆様におかれましては、連日連夜市民のために御尽力いただき、感謝申し上げます。学校を休校にし、取り返しのつかない事態を避けた判断として評価しております。また、保護者からも、判断に対してはいろいろあるけれども、正しいものだと思いますと私のほうに声が届いております。新型コロナウイルス感染症の一日も早い終息を願っております。

それでは、一般質問に入らせていただきます。一問一答方式でさせていただきます。今回は3点であります。1つ目、あいサポート運動について。2つ目、教員の働き方推進について。3つ目、いじめ防止対策についてとなります。

1点目について、あいサポート運動についてであります。

障害者に対する市民の理解と配慮、啓発を促すあいサポート運動について提案質問をいたします。障害の有無にかかわらず、互いの人格と個性を尊重し合いながらともに生きる社会、共生社会を実現するために、平成28年4月、障害者差別解消法が施行されました。この法律では、国や地方自治体、民間事業者は障害を理由に差別的な扱いはしてはいけないこと、そして障害のある人たちの社会参加を妨げているさまざまな障壁を取り除くために必要な配慮、合理的配慮の提供等が求められています。

今回提案するあいサポート運動は、互いを尊重し合い、障害のある方が暮らしやすい地域社

会をみんなで作っていくことを目的に、障害の特性を理解し、障害者が困っているときにちょっとした手助けや配慮を実践する運動であります。1時間半程度の研修であいサポートを養成し、研修受講者にはシンボルマークのあいサポートバッジを配付して実践を広げています。

この運動は、平成21年11月に鳥取県で始まり、障害者差別解消法が制定された平成5年ごろから全国的に広がってきています。あいサポートの「あい」は、愛情の「あい」、英語で言うと私の意味の「あい」、支え合いの「あい」の3つの意味を持つ「あい」、また、支える、応援するという意味のサポートを組み合わせ、障害のある方を優しく支え、自分の意思で行動するという意味が込められています。平成26年10月に市町村レベルでは全国で初めてあいサポート運動を埼玉県富士見市が導入してから、今現在までに8県13市5町の自治体が導入しております。ちなみに、茨城県内はまだ導入に至っておりません。

そこで、まず市として、障害者の配慮や特性についての理解を深めることについてどのように取り組まれているか伺います。

○議長（石原幸雄君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 障害者への配慮や特性の理解に関する本市の取り組みにつきましては、内部障害や発達障害など、外見からわからなくても配慮や支援が必要な方に市独自のヘルプカードを作成し、支援が必要な方に配付しているところでございます。

また、牛久市障害者連合会とともに、小学校における障害者勉強会及び地区社会福祉協議会での交流茶話会の開催、児童クラブの啓発活動、警察署等の訪問による障害者カードの配付などを通じて、障害者の理解を深めているところでございます。

さらに、職員に対する「牛久市における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を定めるとともに、新任職員研修時には、障害者差別解消に関する研修を実施し、合理的配慮に努めているところでございます。

○議長（石原幸雄君） 藤田尚美君。

○2番（藤田尚美君） 次に、学校現場において、福祉教育の一環として障害のあり、なしにかかわらず、お互いを正しく理解し、ともに助け合い、支え合って生きていく共生社会に向け、どのように学んでいるのか伺います。

○議長（石原幸雄君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 学校現場では、さまざまな形で児童生徒への福祉教育を行っています。牛久小学校では、障害のある方々が行っているスポーツを子供が体験することで、障害スポーツへの理解を図る取り組みをしています。県オリンピック・パラリンピック教育推進事業において、車椅子バスケットボールのチームを学校に招待し、6年生の児童と一緒に体験する中で、体が不自由なことによる大変さばかりでなく、スポーツの楽しさや困難を乗り越えてい

ける心の強さなどを学んでいます。

神谷小学校では、親子で車椅子に交代で乗ったり、アイマスクを交互につけて誘導したりする体験を通して、不自由さを感じるだけでなく、そのような不自由な生活をしている人たちがいることへの理解や、そのような人たちへ自分たちは何ができるかを考えるきっかけとなる学習をしています。また、社会福祉協議会の協力において寸劇を鑑賞し、認知症のお年寄りがどのようなことで困っているのか、どんな声かけをするとよいのかなどを子供自身が考える学習をしています。

さらに、地域の福祉施設を訪問し、事前に体験したことや考えたことをもとに、すごろくや紙風船、ペットボトルボーリングなどの遊びを通してお年寄りと触れ合ったり、手づくりのメダルやお礼の手紙を渡したりする交流をしています。今後はさらに回数をふやし、1回目の交流での子供の気づきから2回目の訪問を行うことで子供の学びを深めていきます。

このような共生社会に向けた子供の体験を通した学びが、新しい学習指導要領で目指す3つの資質・能力の育成に結びついていくように、学校のカリキュラムをつくりかえる指導をしていきます。以上です。

○議長（石原幸雄君） 藤田尚美君。

○2番（藤田尚美君） 次に、本市においてもさまざまな取り組みはされていますが、さらに障害者が暮らしやすい地域社会を構築するため、あいサポート運動を導入し、企業・団体・学校を含め障害者に対する市民のさらなる理解と配慮の啓発を促してはいかがかと考えますが、御見解を伺います。

○議長（石原幸雄君） 保健福祉部長藤田幸男君。

○保健福祉部長（藤田幸男君） あいサポート運動は、議員の御質問にもございましたとおり、地域の誰もが障害のある方とともに生きるサポーターとなっただけでなく、さまざまな障害があることを知ることにより、障害のある方が日常生活で困っていることを理解し、必要な配慮や手助けをできることから実践していく運動として鳥取県から始まった運動で、国で示しております地域共生社会の内容とも一致したものとなっております。

地域共生社会の実現のためには、御指摘のとおり障害や合理的配慮等に関する理解、地域での支援は必要不可欠であります。本市の状況を見ますと、少しずつではありますが、障害等に関する理解や支援が進んでおりますが、一方では障害に対する差別があるのも認識しております。

議員御提案のあいサポート運動の導入につきましては、障害に関する理解等に効果的なものと考えますが、本市の地域の状況等を踏まえながら、先ほど申し上げました障害に関する理解等への取り組み、実践方法も含め調査研究をしまいたいと考えておりますので、御理解を

賜りますようお願い申し上げます。以上です。

○議長（石原幸雄君） 藤田尚美君。

○2番（藤田尚美君） 調査研究をしていくということですが、それではどのぐらいの期間をかけて調査研究されていくのか伺います。

○議長（石原幸雄君） 保健福祉部長藤田幸男君。

○保健福祉部長（藤田幸男君） お答えいたします。

鳥取県から始まった運動で、先ほど議員のほうからも紹介がありましたとおり、徐々にではあります各市・県レベルで取り組みが進められてきているところがございます、いつまでという目標値はまだ今のところ設定はしておりませんが、今まで実施してきましたさまざまな取り組みを検証しながら、地域共生社会の実現のために必要な事業として今後もこのあいサポート運動についても検証してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（石原幸雄君） 藤田尚美君。

○2番（藤田尚美君） 先ほど、学校現場のほうでの福祉教育の話をさせていただきました。その中で、認知症サポーターを小学生からサポーターをふやしている状況であります、例えば認知症サポーターの勉強をするのに小学生が学び、あいサポート運動、この障害者に対しての学びを中学生が学ぶといった形で福祉教育の充実を考えていくこともあると思いますが、教育長、御見解を伺います。

○議長（石原幸雄君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 昨日の鈴木議員の最後の質問の中で、コミュニティ・スクール学校運営協議会の今後の展望というときに、大阪の社会福祉協議会が、お年寄りが困っているので小中学生がお手伝いに行ったら、不登校の子供や障害のある子供たちも生き生きとした活動をしたという話もありましたように、地域とつながっていくことで、お互いそういうふうなことが進んでいけばどうかというのをこれから考えていきたいなと思っています。

○議長（石原幸雄君） 藤田尚美君。

○2番（藤田尚美君） このあいサポート運動を通じて、子供たちに多様な人々と協力をする問題解決をしていく力をつけることは、これからも大切なことだと思いますので、学校側もこのあいサポート運動についての御検討をよろしく願いいたします。

次に、学校における働き方改革の推進について伺います。

平成28年度の文部科学省の教員勤務実態調査の結果を踏まえた推計によれば、小学校の教師は年間800時間、中学校は1,100時間程度の時間外勤務を行っております。子供に関することは全て学校で対応してほしいといった保護者や地域の意識に教師が応える中で、今学校はブラック職場などと言われております。

公明党は、学校における働き方改革について、国会においてその議論をリードしてきました。平成29年11月には、教員の働き方改革検討プロジェクトチームにおいて、教職員定数の拡充とともに、スクールカウンセラー等の専門スタッフや教員の事務作業を補助するスクールサポートスタッフ等の増員、部活動指導員の配置に関する支援制度の創設、学校における勤務時間の適正な把握の徹底など、改革の実現に向けた提言を取りまとめたところであります。

昨年(平成30年)の第200回臨時国会においては、この提言も踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法が改正されました。時間外勤務を月45時間、年360時間以内とする上限ガイドラインが法的な根拠のある指針となり、衆参両院における附帯決議において、各地方公共団体に対して指針を参酌した上で条例規則等のそのものに教育職員の在校等時間の上限時間数を定めるよう求めることが盛り込まれました。学校における働き方改革は、行政、学校、保護者、地域が認識を共有して当たらなければならない総力戦であります。このような観点から質問をいたします。

まず、学校における働き方改革の大前提である学校現場における在校等時間の客観的な把握と管理であります。文部科学省の令和元年度教育委員会における学校の働き方改革のための取り組み状況調査によれば、ICTの活用やタイムカードなどにより勤務時間を客観的に把握していると回答した教育委員会は、都道府県で66%、政令市は75%、市町村は47.4%という状況であります。適切な在校等時間の把握と管理がなされなければ、長時間勤務をとめることはできません。同時に、勤務時間の把握に際しては、できる限り管理職や教師に負担がかからないようにすることも重要であります。本市におけるICTの活用やタイムカードなどの客観的方法の導入等を通じた在校等時間の適正な把握の状況はどうなっているのか伺います。

○議長(石原幸雄君) 教育委員会次長吉田茂男君。

○教育委員会次長兼教育企画課長(吉田茂男君) 牛久市内の小中学校においては、教職員の勤務時間の管理方法として、平成30年2月に全小中学校でタイムレコーダーを導入し、同年4月より運用しております。出退勤時間を電子データで管理することで、勤務時間の実態を把握しております。平成30年度の時間外勤務の状況となりますが、小学校の校長で月平均44時間、教頭で平均83時間、教諭が平均54時間となっております。中学校においては、校長で月平均61時間、教頭が平均91時間、教諭が平均85時間となっております。

○議長(石原幸雄君) 藤田尚美君。

○2番(藤田尚美君) 次に、在校等時間の上限を条例や規則等で明確に位置づけることです。今回の給特法改正では、教師の在校等時間の上限目安を月45時間、年360時間と設定した上限ガイドラインが法的根拠のある指針に格上げされました。我が国全体で人手不足が生じている中で、民間企業と同等の上限目安を設定することは、優秀な人材に教師を目指してもら

ためにも必要なことです。そのためには、国が策定する指針を参考に、各地方公共団体において在校等時間の上限に関する方針を策定し、それを条例や規則で位置づけることが欠かせません。学校に関する学校管理規則において、具体的な上限を明言する、明記する準備は進んでいますでしょうか、伺います。

○議長（石原幸雄君） 教育委員会次長吉田茂男君。

○教育委員会次長兼教育企画課長（吉田茂男君） 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法が改正されたことによりまして、学校における働き方改革を進めるための総合的な取り組みの一環として、文部科学省が昨年1月に策定した公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドラインが、法的根拠のある指針に格上げとなっております。そして、その指針の中で教育委員会は、「その所管に属する学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針を、教育委員会規則等において定める」こととされております。

牛久市教育委員会では、この指針が、教育職員の健康及び福祉の確保を図るために、一定の措置を講ずる責務があることを前提にしているものであるとの認識のもと、本市の学校管理規則において具体的な上限を明記すべきであると考えています。

現在、令和2年4月の施行に向けまして、3月の教育委員会の定例会、今月末にございますが、そちらに上程すべく規則改正の準備作業を進めているところでございます。

○議長（石原幸雄君） 藤田尚美君。

○2番（藤田尚美君） 準備が進められているという答弁でした。

それでは、次に条例や規則に定められた在校等時間の上限を踏まえた業務の適正化の徹底であります。文部科学省の取り組み状況調査によれば、全国の教育委員会が在校等時間の縮減に効果が高いと考えている上位5項目は、部活動ガイドラインの実効性の担保、学校閉庁日の設定、ICTを活用した事務作業の負担軽減、留守番電話の設置やメールによる連絡対応の体制の整備、部活動への外部人材の参加でした。この調査の結果は、文部科学省のホームページで公表されておりますが、その中には全国の学校や教育委員会の効果的な取り組みも具体的に掲載されています。来年度、学校における働き方改革を具体的にどのように進め、そのために学校をどのように支援しようと考えているのか伺います。

○議長（石原幸雄君） 教育委員会次長吉田茂男君。

○教育委員会次長兼教育企画課長（吉田茂男君） 牛久市では、既に部活動のガイドラインの制定や、部活動への外部人材の参加促進、学校閉庁日の設定、留守番電話の設置等を実施しております。

また、ICTを活用した事務作業の負担軽減として期待されている校務支援システムの導入につきましては、できる限りの経費節減と市町村間の異動に伴う教職員の負担軽減の意味から

も、複数の市町村での共同調達を図るべく、現在近隣市町村間での協議を進めているところです。具体的には、土浦市、かすみがうら市、石岡市、龍ヶ崎市と牛久市の5市で共同で導入できないかということで検討を実施しております。令和3年度の導入を目標に協議を進めております。

なお、教育委員会では、学校現場における働き方改革を推進する仕組みとして、令和2年4月より教育委員会内部の横断的な組織としての検討会議を立ち上げる予定です。学校長を初め教育委員会各課等で構成しまして、学校現場における教職員の働き方改革の推進に関して、各部署が具体的にどのような活動を実施すべきかの調査研究や、地域住民への理解促進に関することなどを検討していきたいと考えております。

学校現場における教職員の働き方改革の目的は、これまでの働き方を見直し、子供たちと触れ合う時間を確保し、より効果的な教育活動を行うことができるようになることです。今後も必要な制度の改正や整備を進めてまいりたいと思います。

○議長（石原幸雄君） 藤田尚美君。

○2番（藤田尚美君） 今回、令和元年度12月に改正法が成立されました。令和2年度から上限を踏まえた業務の量の適切な管理の実施が施行され、また令和3年度から1年単位の変形労働時間制の活用が施行され、令和4年度には勤務実態調査が国を挙げて行われると伺っております。牛久市としてさまざま取り組まれておりますが、子供たちのため、教員をしっかりと守りながら、教育環境の充実にさらに御尽力いただきますようお願いいたします。

それでは、次にいじめ防止対策について伺います。

平成25年9月、いじめ防止対策推進法が施行された以降も、いじめや子供の自殺は減少するどころか増加傾向にあります。文部科学省によると、平成28年度に認知されたいじめは、全国において32万3,143件、令和元年の認知件数は54万3,933件と大幅に増加しています。いじめの重大事態の発生件数は602件、前年度は474件であり、前年度に比べて128件増加し、いじめ防止対策推進法施行以降で最多となっております。深刻な数字を受けとめ、さらなるいじめ防止等の対策を推進しなければなりません。

まず、本市における小中学校のいじめの認知件数をお示ください。

○議長（石原幸雄君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 昨年度のいじめの認知件数は、小学校138件、中学校137件の計275件でした。今年度の状況としましては、1月末時点で小学校139件、中学校55件の計194件です。これを昨年度の同時期と比較すると、全体としては22%の減少です。小学校は5%の増加ですが、中学校は53%減少しています。

この要因としましては、教職員の法律に対する理解が深まったことや、それに伴って教職員

の危機意識が高まってきたことで、生徒の意識も変わってきたからではないかと考えられます。以上です。

○議長（石原幸雄君） 藤田尚美君。

○2番（藤田尚美君） それでは、次に相談内容についてお示してください。

○議長（石原幸雄君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 学校が認知したいじめの内容については、今年度の学校の詳細報告によれば、冷やかしが115件で約60%、軽くたたかれるが24件で約12%、以下、嫌なこと、恥ずかしいことをされる、スマホ等での誹謗中傷がありました。

具体的に、最も多い冷やかしでは、相手のことが気に入らなかったことから「きもい」「うざい」「死ね」「消えろ」などと言ったり、ばい菌扱いしたりとしたものがありました。また、相手が苦手としていることや容姿についてからかうことを言ったり、本人が嫌がるあだ名で呼んだりしたことなどもありました。

軽くたたかれることについては、注意をされたことに腹を立て、相手の足を蹴ったものや、つねられたり、かかとを踏まれたりしたのがありました。以上です。

○議長（石原幸雄君） 藤田尚美君。

○2番（藤田尚美君） 相談できるお子さんたちは、このように冷やかし、軽くたたかれた、嫌なことを言われた、スマホ等でばい菌扱い等の、死ねとかそういう文言でいじめられたと訴えることはできるんですけれども、例えば相談できずに悩んでいる児童生徒のことを、変化をどのようにキャッチしているのか、教員の情報共有も大変重要と考えますが、伺います。

○議長（石原幸雄君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） いじめられている児童生徒全てが、保護者や先生に相談できているわけでもなく、相談できずに悩んでいる児童生徒もいると考えています。そこで、学校ではC&S質問紙調査や学校生活アンケートを行っています。C&S質問紙調査とは、自己肯定感、学級満足度について調査するものです。一人一人の心の状況を把握し、授業等を通して、自己肯定感の向上と居場所感のある教室づくりのために役立てています。

これらの調査やアンケートによって、児童生徒がいじめについて、自分が被害を受けたことや、友達がいじめられているのを見たり聞いたりしたことを書いてもらうことを通して、相談できずに悩んでいる児童生徒の変化をキャッチできるように努めています。

実際にいじめをキャッチした例もあります。アンケートをとったところ、その生徒が「冷やかされている」と記入したため、すぐに教員が話を聞いて発覚したものもあります。また、C&S質問紙調査の自由記述欄にも「○○さんにきもいと言われている」と書き、発覚したものもあります。

また、市ではいじめ通告アプリ「STOP i t」を昨年度から全中学校に導入しています。昨年度は90件の相談があり、今年度は2月20日時点で105件の相談がありました。このうち、いじめに関する相談は38件ありました。

具体的には、聞こえるように悪口を言われているという相談や、友達が悪口を言われているため、友達のことを心配した相談などがありました。このような相談に対して、本人のつらさに寄り添いながら、学校で話しやすい先生やスクールカウンセラーに相談することを勧めるなどの対応を図っています。また、キャッチした児童生徒の情報を、担任が一人で抱え込むのではなく、校長を初めとした組織で対応できるように、校内いじめ対策委員会も有効に機能していると思います。

○議長（石原幸雄君） 藤田尚美君。

○2番（藤田尚美君） 次に、キャッチしてからの教員の情報共有や早期発見のために、今クラスの固定担任制を廃止して学年担任制や全員担任制に移行する学校がふえてきております。学年担任制や全員担任制のメリットといたしまして、固定の担任がいないと子供たちに目が行き届かないのでは、また問題を抱えている子に細やかなフォローができないのではと思うかもしれませんが、問題を抱えている子については、学年担当の先生たちで密に情報共有し、複数の先生の目があるので、異変の早期発見はむしろしやすくなっているそうです。チームとして複数の先生で複数のクラスを担当することにより、子供たちに最適な対応ができると考えています。

例えば、いじめ問題などでも、最初にまずい対応をしてしまうと、いじめが悪化したり被害者の子が追い詰められたりといったことがあります。うまく対応できない先生が一人で抱え込むのではなく、複数の先生で相談してうまく対応できる先生が対応する、あるいは助言するなどすれば解決に向かうケースもふえるのではないかと考えます。

そこで、今後学年担任制または全員担任制を検討していつはどうかと考えますが、御見解を伺います。

○議長（石原幸雄君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 牛久の小学校では、現在学年担任制や全員担任制はとっていませんが、来年度から少しずつ、例えば英語とか音楽などで教科の専門の教員というのが国から配置されるようになりました。また、これまでのように少人数指導という形で、2人の先生でクラスの子供たちを見るという学校もあります。さらに、2学級以上の学年の場合、学校の先生が担当教科を決めて、中学校のようにほかの学級でも授業を行っているという小学校もあります。こうした複数の先生方で子供たちを見ていくということは、子供たちの小さな変化を見逃さないことや、自分と相性のいい相談できる先生ができるという意味でも有意義なことだと思いま

す。来年度開校する奥野義務教育学校では、これまでの中学校に当たる7年生から9年生の先生が5年生・6年生の授業を担当するというでもありますので、複数の教員が一つの学級の児童にかかわっていくことができると思います。

また、市内の中学校の中には、道徳の授業を学年の先生方が全員でローテーションでしているということで、全ての学級を全ての先生が見るという取り組みもしています。一方、東京の麴町中学校が固定担任制を廃止して成果を上げているという事例もありますので、これからは地域総がかりで子供たちを見るというふうなことや、先進校の事例なども取り上げながら検討していきたいと思っています。

○議長（石原幸雄君） 藤田尚美君。

○2番（藤田尚美君） 次に、法律が学校に介入していかなければならない時代となり、法律をわかりやすく子供向けのこの「こども六法」という書籍があります。たとえば、刑法の中で侮辱罪、その一言が罪になる、先ほどもありましたきもいとかうざいとか、そのような内容が漫画によってこのように刑法で罰せられるというような内容が、わかりやすく子供向けのこの「こども六法」があります。いじめという問題を法律に照らしながら説明をされています。子供たちに、法律から見たいじめとは、考えさせるにはよいと思います。各小中学校の図書室に置いて、身近な本として読むことは大切なことと思いますが、御見解を伺います。

○議長（石原幸雄君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 「こども六法」を読みました。いじめは明らかに人権侵害であります。そのことを法律の面からわかりやすく書いてあり、とてもいい書物だと思います。ふだん何げなく使っている「死ぬ」という言葉が自殺関与であったり、「おまえのゲーム貸さないとテストの点数ばらすぞ」というのが強要罪になったり、「あいつきもい、うざい」という言葉が侮辱罪に当たるなど、わかりやすく法律を教えてくれていて、とてもいい本だなと思いました。

市内13校で調べてみますと、10校の図書館にこの本が入っております。ひたち野小などは職員研修でも使っております。こうした書物を各学校にさらに紹介していきたいと考えています。

○議長（石原幸雄君） 藤田尚美君。

○2番（藤田尚美君） 次に、スクールロイヤー制度の導入の考えについて伺います。

スクールロイヤー制度とは、学校で発生するさまざまな問題について、子供の利益を念頭に置き、法律の見地から学校に助言する弁護士を指します。トラブルは、心の問題や家庭関係、貧困など、日常生活に関係する問題が複雑に絡み合い、虐待など学校外に原因があるケースも少なくありません。これまで、こうしたトラブルの解決には教員が教育委員会と連携して対処

してきましたが、法的な知識が必要とされるトラブルが多くなってきました。スクールロイヤーとして弁護士を活用すれば、解決に道が開けるほか、教員の負担軽減にもつながると考えられます。

文部科学省は、スクールロイヤー活用について、調査研究を進めていく中で3つの期待をしています。1つ目は、学校での法律相談です。スクールロイヤーが法律家の立場から教員研修をします。2つ目は、法令に基づく対応であります。学校の進める対応がいじめ防止対策推進法の法令に沿っているかチェックします。3つ目は、いじめ予防教育であります。授業のモデル作成や実践的な教材開発に関与いたします。授業として、いじめが刑事罰の対象となることや、損害賠償責任が発生することなどが挙げられます。

そこで、教育委員会と弁護士会が連携をとり、スクールロイヤー制度を取り入れていく考えがあるのか伺います。

○議長（石原幸雄君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 国の教育再生実行会議では、スクールロイヤーについて、いじめ問題も含め、学校にかかわる困難な問題の解決に向けて相談できる弁護士等、多様な人材による支援体制を構築することが提言として出されました。

いじめ防止のためには、いじめに向かわない児童生徒を育成することが重要です。いじめを許さないという従来の指導だけでなく、法的な側面からいじめの未然防止に取り組む教育が必要だと考えています。

そこで、法律の専門家である弁護士がスクールロイヤーとして、裁判の実例を示しながら、人権を守ることの重要性や、いじめが法律で規定されていること、刑事罰の対象になり得ることや、損害賠償責任が発生することなどについて教えていく必要もあります。県のスクールロイヤー活用事業もありますので、前向きに検討してまいります。

また、学校での児童生徒を取り巻く困難な状況について、スクールロイヤーに相談して法的なアドバイスを受けたり、教職員が研修を受けたりすることで解決に向かうことも多いと思います。教職員の負担軽減にもつながり、教職員が児童生徒に向き合う時間の確保にもつながると考えています。

○議長（石原幸雄君） 藤田尚美君。

○2番（藤田尚美君） 次に、ここに教育に関する事務の点検評価報告書というものいただきました。その中の外部評価の中で、その学校教育の推進というところで外部評価が一つ気になりなことは、いじめの未然防止のために学級経営や授業の改善に努めているにもかかわらず、いじめ案件や不登校の出現率が上昇傾向にあることである。近年の児童生徒の生活を取り巻く環境は複雑化しており、これらの事象の背景要因は多様であるため解決も容易ではないが、粘

り強く対応していくことが期待されるという評価が書かれてありました。さまざまな対策を講じているのは承知しているところではありますが、そこで教育長にお尋ねいたします。なぜ、いじめという問題はなくなるのか、教育長の見解からお伺いいたします。

○議長（石原幸雄君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 教育委員会の点検評価というのを見ますと、それまでは50件前後だったのが、昨年度から200件ぐらいにぼんと上がっている状況です。これは、いじめの発生件数という捉え方から、認知件数という捉え方になったのでふえてきたということがありますが、一方でこれはいじめ防止対策推進法の趣旨が理解されて、いじめは人権侵害だということが強く意識されるようになったからかなと思っています。

一方、いじめの件ですが、小学校4年生から中学校3年生までの間に、いじめの加害者にも被害者にもなっていないと答えた子供は1割しかいません。つまり、全ての子供がいじめの被害者にも加害者にもなるということを考えますと、未然防止が何より大切ではないかなと考えています。

国立教育政策研究所の資料では、いじめをなくす、いじめを未然防止するためにはどうしたらいいかという資料があるんですが、全ての児童生徒が参加できる授業づくり、ほかの児童生徒などのかかわりを通してきずなづくりを進めて、他人の役に立っている、他人から認められているといった自己有用感を獲得していくということが大事だと言っています。

私たちがこれまで行ってきた学び合いとか協働的な学習といったものは、こうした授業づくりを通していじめをなくしていくことを大切にしてきました。例えばどんなことがあるかという、1つは聞き合う関係づくりというのを大事にしています。話すことよりも聞くことを大事にするんだよと言っています。真剣に聞くということは、相手を丸ごと受け入れることになるんだよと、相手を丸ごと受け入れてあげるから、相手も話せるようになるんだよというふうなことを話したりしています。

2つ目には、自立ということを教えています。自立というのは、何でも自分でできるようになることだけではないんだよと、わからないときには上手に他人に助けを求めることも自立なんだよと、いつもできる人ができない人に教えていると、一方的な上下関係になってしまうと。わからない人が、自分から「教えて」「助けて」と言えることが大事なんだよと。教えてもらったら「ありがとう」と返すことも大事なんだよと言っています。障害のある子供などが、将来自立していくためにも、自分から「教えて」「助けて」「ありがとう」と言える力をつけることを大事にしています。また、教えたほうにとっても、「ありがとう」の言葉が返ってくると、自分の学びが人の役に立っていると、自分は学ぶことで人を幸せにできる、そういった自己有用感も育つかなと思っています。

また、3つ目に違いを大事にしています。違いがあるから学びは生まれるんだよ、違いを大事にしようねというようなこともしています。こうした授業づくりをふだんの中にちりばめていくことによって、いじめのない学級集団で学力向上に取り組めるかなと思っています。

これから始まるアクティブ・ラーニングの授業づくりも、こうした延長にありますので、いじめの未然防止につながるのではないかなと思って取り組んでいきたいと思っています。以上です。

○議長（石原幸雄君） 藤田尚美君。

○2番（藤田尚美君） いじめ撲滅に向けて、さらなる御尽力をよろしく願います。

以上で一般質問を終わります。

○議長（石原幸雄君） 以上で2番藤田尚美君の一般質問は終了いたしました。

ここで暫時休憩をいたします。再開は11時ちょうどいたします。

午前10時49分休憩

午前11時04分開議

○議長（石原幸雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、12番加川裕美君。

〔12番加川裕美君登壇〕

○12番（加川裕美君） 日本共産党、加川裕美です。

冒頭に、連日新型コロナウイルスの対応に御奮闘されている市長、教育長並びに職員の皆様に心より感謝申し上げます。

民間児童クラブの朝は6時30分から始まり、夜9時に閉園する日もあります。昨夜、保護者とお話をする機会がありました。いろいろな意見がある中、「牛久市の英断だと自分は考えている、子育てのために牛久を選んだ判断は間違っていなかった」という声がありました。今回は、まさに英断で存続していただいた幼稚園と、導入が決まった市民待望のデマンド交通の2点について、通告に基づきこれより一般質問を行います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

大きい1番、市の役割と教育環境についてです。

公立幼稚園の現状と展望について、順を追ってお伺いいたします。

最初に、牛久市に現在2つある公立幼稚園の現状について確認いたします。第一幼稚園、第二幼稚園それぞれの教職員数と、支援が必要な園児数をお示しください。教職員についてはその内訳と、定期のボランティアさんがいらっしゃいましたらその方も含めてお願いいたします。

○議長（石原幸雄君） 教育部長川井 聡君。

○教育部長（川井 聡君） お答えを申し上げます。

令和元年度の公立幼稚園の園児数につきましては、12月1日現在、第一幼稚園が62名、第二幼稚園が42名でございます。うち、支援が必要な園児数となりますと、第一幼稚園、第二幼稚園ともに11名、合計22名いるという状況でございます。これに対しまして、職員数ですが、第一幼稚園が園長1名、フルタイムの幼稚園教諭が3名、短時間勤務の幼稚園教諭が2名、用務手が1名、支援員が1名となっております。第二幼稚園は、園長が1名、フルタイムの幼稚園教諭が3名、短時間勤務幼稚園教諭が3名、用務手1名、支援員が1名という状況でございます。ボランティアなどの要員につきましては、現時点でお手伝いをいただいている方はございませんけれども、支援が必要な園児の受け入れに当たりましては、園児が園の生活になれるまで保護者の付き添いをお願いしている場合がございます。現在第一幼稚園で3名の保護者の方に園児と一緒に園生活を送っていただいているところでございます。ちなみに、第二幼稚園では、園児の成長によりまして、現状では保護者の付き添いはないということでございます。以上です。

○議長（石原幸雄君） 加川裕美君。

○12番（加川裕美君） 第一幼稚園は、園児数62名に対し7名の教員、支援員、加えて3名の保護者付き添い、第二幼稚園は42名の園児数に対し8名の教員、支援員ですね。第二幼稚園には、園児の成長により現在保護者の付き添いが無いということですが、具体的にはどのような意味でしょうか。

○議長（石原幸雄君） 教育部長川井 聡君。

○教育部長（川井 聡君） 第二幼稚園につきましても、入園当初は保護者の方にお付き添いをお願いして入園していただいたという経緯がございまして、入園後、園の集団生活の中でそれなりの成長を見まして、徐々に付き添いの時間も短時間、例えば午前中だけになるとか、ということを経過とともに付き添いをいただくような時間が少なくなっていくまして、現時点では付き添いをしていただかなくても、園の教職員で十分保育ができるという状況になったという意味での成長ということでございます。

○議長（石原幸雄君） 加川裕美君。

○12番（加川裕美君） それは、保育の成果ということで、まことに喜ばしいことだと思います。

引き続き、第一幼稚園の給食の提供状況と駐車場の現状についてお伺いいたします。第二幼稚園については、保護者や小学校教員の方から、課題は特に感じられないということをお伺いしておりますので、第一幼稚園のみでお伺いいたします。

○議長（石原幸雄君） 教育部長川井 聡君。

○教育部長（川井 聡君） 第一幼稚園の給食につきましては、月曜日はお弁当持参ということになっておりまして、火曜日から金曜日に給食のほうの提供をしている状況です。現時点で、第一幼稚園には給食室が併設されていないために、園児は隣接するひたち野うしく小学校へ徒歩で移動をして、給食を食べているという状況です。

次に、第一幼稚園の駐車場でございますが、園の正門に面して14台の専用の駐車場を備えております。そのほかに、隣接したひたち野うしく小学校の駐車場、そしてひたち野うしく中学校の駐車場を共用として使用することで運営をしているという現状でございます。

○議長（石原幸雄君） 加川裕美君。

○12番（加川裕美君） では、引き続き第一幼稚園についてお伺いいたします。新年度の入園予定者数、うち支援が必要と思われる園児数をお示してください。

○議長（石原幸雄君） 教育部長川井 聡君。

○教育部長（川井 聡君） 公立幼稚園の令和2年度の入園予定者数ということでございますが、第一幼稚園が25名、第二幼稚園が13名となっております、いずれも定員には満たないという状況になっているところでございます。これにつきましては、昨年10月に開始されました幼児教育の無償化によりまして、私立幼稚園に入園するためにかかる費用が少なくなったということが一因ではないかと考えているところでございます。

また、入園予定者数のうち、現在のぞみ園やかるがも教室といった療育指導を受けている入園予定者につきましては、第一幼稚園が6名、第二幼稚園が2名の合計8名と、そのほか入園に当たって各園で面談等をした中で、ちょっと気になるなというお子さんが5名ほどいらっしゃるということでございます。以上です。

○議長（石原幸雄君） 加川裕美君。

○12番（加川裕美君） では、引き続き来年度の給食の提供状況についてお伺いします。

まず、第一幼稚園に隣接する4月開校のひたち野うしく中学校は、現在給食室の工事がおくれ、自校式給食が開始されるまでは下根中学校から給食が配送されると伺っておりますが、間違いないでしょうか。

○議長（石原幸雄君） 教育部長川井 聡君。

○教育部長（川井 聡君） 給食の提供につきましては、今議員がお話しされたとおり、ひたち野うしく中学校の給食室の工事が7月末までかかるということで、第一幼稚園の給食の提供それから中学校の自校でつくるというのは夏休み明けからということになるという状況でございます。

○議長（石原幸雄君） 加川裕美君。

○12番（加川裕美君） 給食室の工事が終わった後の給食の提供状況は把握できましたが、第一幼稚園について再び伺いたします。令和元年2月の臨時議会で、第一幼稚園には配慮を要する園児が多く、小学校までの雨天の給食移動には大変困難を伴うため、隣接するひたち野うしく中と一緒に配食していただけないかという質問をいたしました。その際、中学校の正式な生徒数など不確定部分があり、すぐには方向性が出ないものの、中学生に比べ園児の給食量は約半分と少ないため、必要数が出た上で検討していくという趣旨の御答弁をいただきました。

現在、給食室の工事は終了していないということですが、中学生と幼稚園を結ぶ渡り廊下は既に完成し、中学校に幼稚園の給食が届けば、迅速に園児に給食を提供することができ、かつ園児の移動も給食時に使うランチョンマットなどの持ち込みも必要なく、今回のようなウイルス等の感染対策にも有効だと考えます。さらには、現在食物アレルギー発作時に使用するエピペンの常備が必要な第一幼稚園在園児がいらっしゃいます。緊急対処等を考えても、給食をひたち野うしく中学校と一緒に届けていただくことが理にかなっているのではないのでしょうか。

そこで、来年度について伺いたします。第一幼稚園の給食室が完成するまでの配食状況についてはどうなりますか。

○議長（石原幸雄君） 教育部長川井 聡君。

○教育部長（川井 聡君） 給食室の工事が完了するまでにつきましては、今年度同様、第一幼稚園の園児につきましてはひたち野うしく小学校へ徒歩移動して食べていただくということになります。分離元校であります下根中学校から配送するという事で計画をしまして、今議員からもありましたように、前回の御質問時ではまだ食数等が確定しないので検討中だということをお答弁させていただきました。現時点のお話になりますが、ことしの下根中の生徒数が870名、来年度の下根中とひたち野中の生徒数合わせますと920名、50名ふえるということで、その50名ふえた分920食は、最低でも分離元校である下根中で調理をし、配送して食べるという形になります。現在の下根中調理室のキャパシティの問題がございまして、第一幼稚園の園児それから教職員にもあわせて提供できれば、もちろん一番よかったんですけども、やはり50食、生徒数がそれだけふえたということもありまして、なかなかキャパが、要するにそれだけのキャパがないというようなことが明確になったということ、それからそのキャパというのはつくるものだけではなくて、いわゆるその給食を食べる食器の消毒保管庫なども、やはりもう全然足りなくなってしまうというようなこと、さらには中学生とやっぱり幼稚園児では、食材の例えば切り方一つとっても、やっぱり大きさを小さく切らないといけない、それだけかなり手間がかかるというようなこと、味つけもやはり同じように、中学生と幼稚園児では若干味つけが変わってくるような、そういったいろいろな問題点もあるということで、

夏休みまでについては、先ほど答弁申し上げましたように、昨年同様、今年度同様、ひたち野うしく小学校で園児のほうは給食をとっていただいて、夏休み明けからはひたち野中学校でちゃんと第一幼稚園用ということで調理した給食を提供したいということで、現在進めているという状況でございます。

○議長（石原幸雄君） 加川裕美君。

○12番（加川裕美君） 給食室が完成しないという想定外の事象に加え、在籍生徒数の人数の大幅な増加ということで、やむを得ない事態ということは重々承知しております。私の確認した範囲ですが、新しくひたち野うしく中に在籍を希望している生徒は240名中約60名です。また、中高一貫校の増設等で、今年度は6年生の受験者数がふえ、結果、下根・ひたち野うしく中学校区で35名ほどの他校進学者が出ていると把握しております。また、学校給食摂取基準表をもとにしたところ、幼児5歳は生徒12～14歳の半量となります。園児数に換算すれば25名から30名です。この数字ならば、多少御無理をお願いしても、第一幼稚園の園児、教職員の給食が調理・配送できるのではないかと希望を持って質問させていただきました。

また、現在給食を提供していただいているひたち野うしく小学校では、新年度は支援学級を含め児童数のこちらも増加が見込まれ、第一幼稚園の園児さんに今利用させていただいている給食室最寄りの部屋での給食提供が難しいと判断が出ていると把握しております。

4月入園当初の幼稚園児は、皆様御存じのとおり泣いたりパニックになったり大変です。給食を食べるのに最大往復で3時間弱かかったという例もあります。集団生活になじむのさ大変な日々の中、さらに職員の手が足りない状況での給食移動、余りにも過酷ではないかと考えます。今ここで討議をしても結論が出せないことは十分にわかります。いま一度園児に寄り添って合理的かつ衛生的な配食をともお考えくださるようお願い申し上げます。

引き続き、来年度の第一幼稚園の駐車場についてお伺いします。園専用の駐車場が足りない中、小学校の駐車場を借りたり、テニスコートの一部を使用したり、イベントが重なってとめられなかったりと、保護者からは苦勞の連続だとお伺いしております。そのたびに、かつぱメールを配信される園の御苦勞も身にしみます。開園から1年、周囲の園児を見守るまなざしも温かく変わってきているとお伺いしております。来年度の幼稚園の駐車場はどこに確保される予定ですか。

○議長（石原幸雄君） 教育部長川井 聡君。

○教育部長（川井 聡君） 令和2年度4月からの第一幼稚園駐車場につきましても、今年度同様、園の正門に面しました専用駐車場、それと隣接するひたち野うしく小学校の駐車場、ひたち野うしく中学校の駐車場を共用して使用するというで運営をしまいたいと考えております。現在、テニスコート等があるところが混んでいたり、これは実はまだ工事中という

ことで、工事車両がかなりとまっているということもありまして、大変保護者の方には御不便をおかけしているということにつきましては申しわけなく感じているところでございます。7月以降、工事が終わればそういった工事関係車両もなくなりまして、今よりも十分とめやすくなる、また前回の質問のときにもありましたように、中学校の中を通過して園のほうに行けるよいうということで、新たな中学校の校長先生等が決まりましたら、そういった申し入れにつきましても責任を持って我々のほうで校長先生とお話をさせていただきたいと思っておりますので、何とか御理解を賜りたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（石原幸雄君） 加川裕美君。

○12番（加川裕美君） 今の心強い御答弁をお聞きして、来年度の駐車場の問題はなくなるかと確信してお伺いします。

第一幼稚園の来年度の職員体制はどのように予定されていますか。あわせて、支援職員配置のガイドライン、配慮が必要な園児に対する支援職員の配置ガイドラインをお示してください。

○議長（石原幸雄君） 教育部長川井 聡君。

○教育部長（川井 聡君） 来年度の公立幼稚園の職員体制ということでございますが、基本的には現状の人員と同人数での運営ということを考えております。その上で、短時間勤務の幼稚園教諭、それから支援が必要な園児に寄り添う支援員の組み合わせ、これは第一、第二という中で支援が必要な園児数がどのくらいいるかという中で、その第一と第二の職員の配置を変えるということで考えていきたいというふうに思っております。支援員の配置のガイドラインというのは、特に作成はされておりませんので、状況に合わせて、また一番最初に答弁申し上げましたように、保護者の方の御協力をいただいて、園になれるまではお付き添いをお願いしながら、何とか希望をする保護者の方が入園できるようにということで考えておりますので、こちらにつきましても何とぞ御理解を賜りたくお願いを申し上げます。

○議長（石原幸雄君） 加川裕美君。

○12番（加川裕美君） 先ほどの御答弁で、来年度に配慮が必要な園児数は想定七、八名と確認させていただきました。卒園児を見送る一方で、もっと幼く手厚い見守りが必要な子供たちが入園し、その陰で入園を諦めている方たちが確実に存在します。一般的に、人間はしつこく同じことを言われるのは嫌です。言われれば言われるほど耳に入らなくなります。私は、昨春の初質問以来、毎回同趣旨の質問をしています。そして、同僚議員も昨年10月の定例会で同じ問題を取り上げています。それでも私たちが諦めないのは、どうしても必要だという確信があるからです。付き添いのお母さんが口にスプーンを運んでやっとな給食を食べるお子さんが、もし幼稚園で先生の手から給食を食べようになったら、それは保育の成果です。社会での可能性が2倍に広がります。行政と市民で存続と移転をかなえた大切な幼稚園です。障害を持つ

お子さんが集団生活の第一歩を踏み出すその思いをつなげたい大切な場所です。どうか御理解と御尽力をお願い申し上げます。

次の質問に移ります。認可外保育施設における幼児教育無償化対象外の家庭への市の独自支援についてという、ちょっとやや長い質問ですが、昨年10月から導入された幼児教育無償化は、認可保育所や認可幼稚園、認定こども園の3歳から5歳児クラスの子供は、世帯収入にかかわらず無償化の対象となる一方、認可外保育施設等幼稚園類似施設に通う世帯は、規定時間の就労など保育の必要性の認定がなければ、国の無償化対象外となります。昨年の9月議会でも確認させていただきましたが、牛久市には月額にして1,500円から上限2,500円ではありましたが、私立幼稚園授業料保護者負担軽減補助金という独自助成がありました。幼児教育が無償化になったためとして、補助金は廃止となりましたが、この助成を受けられていた園児は何名だったかお伺いしたいと思います。

○議長（石原幸雄君） 保健福祉部長藤田幸男君。

○保健福祉部長（藤田幸男君） お答えいたします。

私立幼稚園授業料保護者負担軽減補助金の対象となっておりました児童数につきましては、本年9月の時点で580名いらっしゃいます。内訳としましては、補助月額1,500円を補助しておりました市民税の課税世帯になりますが、552名、市民税の所得割の非課税世帯の方は月額2,500円を補助しておりましたが、その方は28名という実績でございます。以上です。

○議長（石原幸雄君） 加川裕美君。

○12番（加川裕美君） 幼児教育が無償化になったためとして、その補助金制度は廃止となりましたが、全くその制度から漏れてしまった認可外幼稚園類似施設を利用している方が5名から6名いることが、私の中で把握できております。この中には、無償化対象となる幼稚園に変わられた方もいますが、それでもなお高額な保育料を払い続けながらも通園されている方がいます。また、来年度も認可外幼稚園に入園予定の方がいらっしゃいます。市内の幼稚園・保育園・こども園にあきがある中、なぜ認可外を選ぶのか、その背景には何があるか把握されていらっしゃいますか。

○議長（石原幸雄君） 保健福祉部長藤田幸男君。

○保健福祉部長（藤田幸男君） 認可外の施設を利用する方の状況ということでございますが、一例としましては、お子さんに障害があって、公立または私立の保育施設では、認可施設ではなかなか預かれないという状況も一部あるかと存じます。また、その中で公立の保育園につきましては、現在障害のあるお子さんにつきまして、24名のお子さんをお預かりしております。また、私立の保育園におきましても11名お預かりしている状況でございますが、また公立の

保育園につきましては、本年度は障害のあるお子さんをお預かりするために、保育士の加配のため4名分の予算を今いただいておりますが、保育士不足というのはなかなか今状況厳しいものでございまして、そのうち1名だけの確保にとどまっております。また、来年度予算におきましても同様の予算措置をお願いしているところでもございまして、障害のある方の公立保育園でのお預かりできる体制というのも整えてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（石原幸雄君） 加川裕美君。

○12番（加川裕美君） 特に配慮が必要な子供さんがいる御家庭のお母さまは、働きたくても働けないという現実があります。実際に第一幼稚園にも相談に赴き、受け入れは御了解いただいたものの、付き添いが必要になってしまう可能性を説明されたそうです。現状を考えて、園長先生も苦渋の決断だったそうです。子供に少しでも自立した園生活を送ってほしい、第2子や家事にどうしても時間が必要だからというやむを得ない理由で、高額な保育料を支払ってでも認可外を選ぶという現実があります。無償化対象外家庭に牛久市独自の助成制度を設け、支援することはできないでしょうか。

○議長（石原幸雄君） 保健福祉部長藤田幸男君。

○保健福祉部長（藤田幸男君） これまで、牛久市では幼稚園利用保護者に対しまして、育児にかかわる費用負担の軽減を目的に、認可外幼稚園利用者に対しましては私立幼稚園就園奨励費補助金、認可幼稚園と認可外の保育施設利用者に私立幼稚園の授業料保護者負担軽減補助金を交付してまいりましたが、令和元年10月からの無償化に伴いまして、この2つの補助金を令和元年9月30日に廃止しております。

この理由といたしましては、幼児教育・保育無償化の実施により施設利用にかかわる保護者の費用負担の軽減が講じられたことと、保育認定を受ければ認可外保育施設を利用していても給付の対象となったことから、市がこの補助金を交付する目的は達成されたと判断したものでございます。

この給付の対象外となっております認可を受けていない幼稚園類似施設の児童に対する市の独自支援についてでございますが、3歳児から5歳児につきましては、市内の認可幼稚園、認可保育園のいずれも受け入れ定員に余裕があり、希望すれば無償化対象の施設に入園ができる体制は整っている状況であることと、児童には幼児教育・保育の質が法令により制度的に担保されております認可施設を利用させていただきたく存じますので、幼児教育・保育無償化が施行されてから間もないことから、まずはその状況把握を努め、市として独自支援については調査研究をしてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（石原幸雄君） 加川裕美君。

○12番（加川裕美君） 働きたくても働けない、保育認定が受けられない、祖父母の手助け

も得られない、そんな方たちが存在いたします。わずか数名でもこの牛久市独自の助成がなければ、金額の多寡ではなく、保育の自由が守られ、ハンデを持つお子さんと御家族の大きな心の糧となります。牛久市は、子育てで選ばれ発展していく市であると私は実感しています。どうか支援体制の促進をいま一度お願い申し上げまして、次の質問に移らせていただきます。

教員の働き方についてです。働き方改革の名のもとに、さまざまな動きが教育現場で起きています。保護者は、学校行事が減った、学校へ行く機会がなくなったと感じる一方、現場の先生には、授業時間がふえ、プログラミング学習など新しい試みにも対応しなければならず、負担はさらに増しているというのが現状のようです。中でも、教員不足は切実な問題で、新任の先生がいきなり担任を持ったり、2年目の先生が1年生や6年生など特段に配慮が必要な学年を担当したりと、憂慮すべき事態になっています。また、新人研修が月に3日から4日あり、教室を離れなければならないこともあり、学級崩壊の一因となっているとも言われます。法定研修であることは承知の上、お伺いします。

初任者研修に加え、全ての教員を対象とする市の研修で、見直し及び簡素化できるものはございますか。

○議長（石原幸雄君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 研修とサポート体制ということなのですが、牛久市の児童生徒は約7,000人います。教職員は約420人ほどです。その中で、毎年退職者が出る一方で、多くの新採教員と講師というものが配置されてきます。今年度は、新採教員は14人、講師については非常勤も含めると約60人になります。次年度は、新採の教員が20人以上になる予定です。

教員の配置数は、国や県によって定められていますが、現在教員の定数が埋まらなかったり、研修や病気で抜けた後に入る講師が見つからなかったりするなどの教員不足の状態が続いています。

そこで、研修ですが、新採1年目の教員が受ける初任者研修は、国で定められた法定研修で、受講が義務づけられているものです。学校を離れる研修を年間18日間行います。そのうち2日間は市町村教育委員会で実施することとなっています。1日目は学年始休業日、いわゆる春休みに牛久市の町の概要を学びます。2日目は夏季休業中に、牛久の町を歩いて牛久の文化や歴史を学びます。こうした研修を通して、牛久市の職員となり、牛久市の子供たちを育てていく自覚を持っていただきます。

一方、県の出張で初任者が校外に出て研修を受けるときには、補充の教員が配置されており、担任と同じように一日中教室に入り、通常どおりの授業を行うこととなっています。この補充の教員の多くは、退職や再任用のベテラン教員であり、担任不足であっても経験を生かして学

級の子供たちをしっかりと見てくださっています。

校内で行う研修では、拠点校指導員というトレーナー役の教員が週1日配置されます。学級経営、学習指導、生徒指導、その他教員としての基礎基本をOJTで研修します。講義型の研修ではなく、実際に学級での生活や授業を通した助言指導を受けられるため、初任者にとって1年間で大きな成長を見ることができるものです。

市の研修で割愛できるようなものはないかとの御質問もありましたが、法定研修は今述べたとおりで、削減することはできません。ただ、市の研修につきましては、教育委員会指導課では、昨年度から今年度にかけて、初任者研修に限らず8つの事業で計17回の研修を廃止し、先生方が児童生徒のため授業に力を注げる時間をふやしました。

どんなによい教員も、初めはみんな初心者でした。各学校では、子供の学びを友達同士で支えるのと同様、教職員みんなで若手教員を支え、互いに専門性を高めるような同僚性を育ていけるよう、教育委員会としても支援していきたいと思っています。

○議長（石原幸雄君） 加川裕美君。

○12番（加川裕美君） 今の御答弁から、市の研修はむしろ貴重な実地研修だということが確認できました。しかし、新任の先生にお伺いしたところ、学校内で誰に相談したらよいかわからない、研修時に担当の学級をサポートしてくれる先生が毎回違うので、うまく引き継ぎができないという実態があります。そこで、牛久市独自で教職員間のバディ制度、例えば年齢の近い先輩教員と新任の先生、サポーター制度、退職された、この言い方がどうかかわからないんですが、やる気に満ちあふれた退職された教員の方、かなりいらっしゃいます。先生と有識者と先生、新任の先生等のバディ制度、サポーター制度を確立し、子供たちも安心し、保護者との情報共有も密にするといった試みはできないでしょうか。

○議長（石原幸雄君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 今、多くの学校で再任用といいまして、60歳で退職した先生方が、年金も出ないのでそのまま学校に残るという形になっています。この先生方も、実は教職員としてカウントしていて、実際に授業を持ったり担任を持ったりの先生になっているような現状でありまして、出張した後にそのかわりに入る先生というものもなかなかなくて、今いる手のあいた先生が入っているという状況があります。一方で、牛久市は最近、拠点校指導員といって新しい先生方に週1回つく先生方なんですが、昔は一般の先生方が多かったんですが、最近では退職した校長先生と副校長先生がつくことが多くなっています。こちらは、教員を実際に指導したり育てたりした経験のある先生方ですので、これからできるだけその拠点校指導員といって新採の先生方を指導する先生方には、退職された管理職経験者がいいのかなと思っていますので、そういう方を向けていきたいなと思っています。

それと、教育委員会指導課に指導主事というのがいますので、こちらが赴任した先生とか若い先生方の相談に乗るという体制をこれからもっと充実していければなと思っています。以上です。

○議長（石原幸雄君） 加川裕美君。

○12番（加川裕美君） 今御答弁いただいたさまざまな新しい取り組みの中に、期待をつなげたいと思います。

それでは、学校行事の見直し、児童・保護者とのコミュニケーション不足についてお伺いいたします。

運動会の短縮開催、陸上記録会への不参加、親子学習会の廃止、昨年度から市内小中学校で各種行事が削減されています。これら短縮や廃止については、そのほとんどが保護者理解を得て行われず、お手紙1枚で知らされ、実施されています。中には、学校まで何度も足を運び、行事協力は惜しまないのでぜひ継続をといった熱心な保護者もいらっしゃったそうです。先生の中には、その方々の対応のほうがかたむしろ大変で、挙行してしまったほうがいっそ楽だったという声もあるそうです。家庭訪問もなくなりました。暑中見舞いや年賀状も届いたり届かなかったりと、クラスごとに差異があります。先生にとっては大きな負担ではありますが、先生から届く季節の手紙を心待ちにしている児童がたくさんいるのも事実です。

こういった保護者とのコミュニケーション不足をどう考え、どう補っていったらよいのでしょうか。学校では、学級通信、学年通信、学校長便り、学校広報紙とたくさんの配布物があるのにもかかわらず、その距離は広がっていくばかりです。教育長のお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（石原幸雄君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） この4月から、小学校で完全実施となる新しい学習指導要領では、全ての教科や学校行事で育てる力を3つに絞りました。「知識・技能」「思考・判断・表現」「学びに向かう力・人間性」という3つの資質・能力でありまして、これを小学校から大学まで一貫してアクティブ・ラーニングという学び方で育てるということになりました。また、働き方改革の流れの中で、教師の時間外勤務も、この4月から月45時間、年間360時間となりました。

こうした流れの中で、学校行事についても慣習や伝統にとらわれない見直しを図る必要があります。小学校陸上記録会についても、実施の有無だけでなく、実施のあり方や意義等も含め検討がなされてきた結果、来年度から実施しない決定がなされたようです。その理由等については、1月末から2月に学校便りを通して保護者の皆様に周知を図ったところです。その文章を一部引用しますと、「ここ数年にわたり、学校間格差の問題、長時間の応援による健康被

害の危険、役員不足による不手際やトラブルの問題等、さまざまな安全管理・運営上の議論をしてきたところです。さらに、次年度から新しい学習指導要領が実施されることに伴い、授業時間の質的・量的な確保の問題や、行事の内容の取り扱いに関する留意事項を踏まえた改善が必要となりました」と記されています。

続く文章には、学校便りのほか、PTA本部役員会、運営委員会、学校運営協議会でもお知らせしていくと書かれていますが、保護者の皆様全体への広報不足もあることについては申しわけなく思っております。今後は、学校のみならず、教育委員会としても教育改革の流れを広報していきたいと考えています。

学校行事についても、学校評価アンケートで保護者の皆様に御意見をいただいているところです。さらに、牛久市は全校コミュニティ・スクールとなっています。こうした組織を通して、保護者や地域の方々に御意見をいただきながら、新しい教育の方向を見据えて学校行事等を考えていく必要があると考えます。

これからの社会を生きていくために、子供たちに求められる力は何なのか、教師が子供たちによりよい授業づくりをするための時間をどのように確保したらよいかなど、地域とともに考えていきたいと思っています。

○議長（石原幸雄君） 加川裕美君。

○12番（加川裕美君） 今御答弁いただきましたとおり、さまざまな施策の中でぜひ有効な手段を見出し、コミュニケーション・ギャップを埋めていただきたいと考えております。SNSの活用、コミュニティ・スクールも導入されたばかり。これからの動きをしっかりと見守り、保護者、学校、市一環となって子供たちとの連絡を密にし、暖かい学校教育の現場をつくってまいりたいと考えます。よろしく願い申し上げます。

そして、また新たな動きとして、変形労働時間制の導入を国が考えています。年度初めなど忙しい学期中に、先生の勤務時間を延長するかわりに、夏休みにまとめて休みを取る、働く時間を年単位で調整する変形労働時間制が公立学校の教員に適用できるようになりました。導入は自治体の判断に委ねられ、早い地域では来春から実施されるようになります。牛久市では、この制度をどのようにお考えでしょうか。

○議長（石原幸雄君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 変形労働時間制が来年の4月から施行されます。今のこの4月からスタートする教員が、月45時間の時間外勤務というのが非常に難しいなど思っている状況があります。特に中学校は部活動がありまして、どうやって守っていったらいいかなというのが一方で、小学生は3年生から外国語というものが入って、授業時数は逆に膨れている状況です。授業時数はふえていて、教師の時間外勤務が縮小するという中で、今学校はさまざまな

取り組みをしているところであります。変形労働時間制も、先ほど答弁しましたように、ことし1年かけて検討しながら、来年度に向けて考えていきたいと思っています。

○議長（石原幸雄君） 加川裕美君。

○12番（加川裕美君） 変形労働時間制は、先生方からは、残業の実態が見えにくくなるなど不安の声があります。変形労働時間制の導入で、定時が午後7時前後までになる可能性があり、定時の範囲内に会議が入れば仕事や残業が持ち帰りになる可能性も否定できません。そのしわ寄せは、結局子供たちに行ってしまう。実情に合わせ、最良の選択をお願いいたします。

最後の質問となります。大きな2番、デマンド型交通についてです。

今秋より導入予定の市のデマンド型交通については、先日の同僚議員の質問で概要が把握できましたので、その点を踏まえつつ、私は2項目にわたって質問いたします。

1点目は、このデマンド型タクシーのPRと利用促進の方法についてです。多くの市民が望まれていた新しい地域交通ですが、どのような方法で周知を検討されていますか。

○議長（石原幸雄君） 答弁を求めます。市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 現在までの取り組みとしては、令和2年の1月24日、牛久市における公共交通利用者及び事業者の代表からなる協議体である牛久市地域公共交通会議の令和元年度3月会議において検討中の事業の概要について御説明いたします。

今後は、市内で実施される移送サービスに携わっていただける関係者や利用者への個別の説明を行ってまいります。具体的には、ボランティア移動サービスを実施している地区社会福祉協議会の役員、利用者になるであろうとする高齢者の見守りを行っている民生委員・児童委員、そして市民の代表である行政区長などへの説明を想定しております。

市民に向けては、ホームページそして市の広報、そして案内掲示の掲載や制度の案内資料の全戸配布を行い、周知を図ります。また、市のコミュニティバス、そして制度案内の車内広告を掲示し、将来の利用者の情報も提供を行ってまいります。

サービスの開始に当たっては、本事業の特徴である乗り合いを浸透させ、一人乗車による経費増大を抑制し、事業経費の圧縮に努めるために、他市の事例も多く用いられておりますが、乗り合いタクシーを事業名に使うことも考えております。

さらに、事業で使用する車両には、牛久市の乗り合いタクシーであることがわかるよう、大型マグネットシールを作成し、車両のドアに掲示したいと思っております。また、愛称募集などの、将来にわたって市民が愛着を持てるサービスとなるよう方策を検討しております。

○議長（石原幸雄君） 加川裕美君。

○12番（加川裕美君） 区長への周知、ホームページ、資料配布、大型マグネットでのPR、

さまざまなPR方法を検討されているということで、大変期待が持てます。よろしく願い申し上げます。

2点目は、既存タクシーとの共存、そして財源確保です。タクシー組合と共存共栄を図っていく上で、どのような課題が想定され、またどのような工夫を考えられていますか。現在の状況で構いませんのでお示してください。

○議長（石原幸雄君） 政策企画課長柳田敏昭君。

○政策企画課長（柳田敏昭君） ただいまの御質問にお答えいたします。

現在、先日の御答弁でも申し上げましたとおり、市内を運行しておりますタクシー業者と協議を行っております、できる限りの協力を得るという回答を得ておりますので、そちらの業者の方々と協力しながらやっていくことを考えております。以上です。

○議長（石原幸雄君） 加川裕美君。

○12番（加川裕美君） タクシーは、いわば究極のデマンド交通です。一方、なぜ利用が少ないかという、その料金設定にあると考えられます。高齢者、生活弱者には低額運賃で利用してもらい、同じ時間に相乗りが可能な高校生には最大定員で乗車してもらおうスクールタクシーとして、塾や習い事、アルコールを提供する店舗などの利用には、料金の一部を企業や店側が負担するかわりに定時運行するなど、特色を打ち出した乗り合いタクシーも必要かと考えます。さらには、乗り合いグループツアー観光タクシーとして、牛久シャトー、牛久沼、あみブレイム・アウトレットなどパッケージ利用も可能と考えます。財源確保として、現在具体的なアイデアは何かございますか。

○議長（石原幸雄君） 答弁を求めます。経営企画部長吉田将巳君。

○経営企画部長（吉田将巳君） 制度設計につきましては、現在検討中でございますので、具体的な内容につきましては、現在答弁できる状況ではございません。御理解を賜りたいと存じます。以上です。

○議長（石原幸雄君） 加川裕美君。

○12番（加川裕美君） 個々のニーズに対する利便性をどこまで追求すべきか、バスとの役割分担、通常のタクシーとのすみ分け及び福祉移送サービスとの整合性、課題は山積みですが、より地域の実情に合ったスタイルを構築していくことで、継続可能な事業として愛され、定着させていきたいと私も強く考える次第です。

以上の今回の一般質問を終了します。執行部の皆様におかれましては、御答弁ありがとうございました。

○議長（石原幸雄君） 以上で12番加川裕美君の一般質問は終了いたしました。

ここで暫時休憩いたします。再開は13時5分といたします。

午前 11時56分休憩

午後 1時08分開議

○議長（石原幸雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、13番北島 登君。

〔13番北島 登君登壇〕

○13番（北島 登君） 日本共産党、北島 登です。

ただいまから、質問通告に沿って一般質問を行います。

まず、1番目は危険なブロック塀等の改修補助制度についてでございます。

おとしの2018年8月に起きた大阪北部地震で、通学途中の小学生がコンクリートブロックの下敷きとなり死亡しました。この事故を受けて、牛久市では学校を初め公共施設の危険なブロック塀については対処したということですが、通学路などの危険箇所、民有地についてはほとんど手がついていません。

ブロック塀は、全てが危険なわけではなくて、基準どおりにつくられている鉄筋コンクリートの基礎、そしてブロック内部にも鉄筋を入れた積み方、そして控え壁が決められたとおりの間隔で設置されている、こういうものならば安全だというのがはっきりしています。しかし、市内には一目で危険だとわかる塀が多く残されています。例えば大谷石ですね、非常にもろい石で風化も早いんですが、その大谷石の上にコンクリートブロックを積んでいる塀、これはもう鉄筋が入っていない、基礎がないと同様なので、簡単に倒れてしまいます。それから、今言いました大谷石、厚さ20センチか25センチ程度の大谷石で積み上げた塀、これもほとんどは鉄筋が入っていません。最近では、大谷石でも鉄筋が入れられるように加工した材料は販売されるようになりましたが、今設置されているところではほとんどが入っていないということで、こういう塀が危険な塀なわけですが、こうした点、ただコンクリートブロック塀については一目でわかる場合と、きちんと積んであれば内部に鉄筋がどのように入っているか、これは壊して調べるか、あるいはレントゲンなどの特殊な調査機械、こういうものが必要になってきます。こういう詳しい調査はしていないと思うんですが、通学路の危険箇所について、その内容、種類、場所、数、それはわかるようでしたら教えていただきたい。

○議長（石原幸雄君） 教育部長川井 聡君。

○教育部長（川井 聡君） 平成30年6月に発生をいたしました大阪北部地震によりブロック塀が崩壊し、登校中の小学4年生が死亡した大阪府の高槻市での事故を受けまして、市教育委員会では平成30年6月19日、緊急に市内小中学校で学校施設内の危険箇所の点検を各学

校に指示し、行ったところです。あわせて、通学路におけるブロック塀などによる危険箇所についても、先生方や登下校の見守りボランティアの方々などから情報収集をいたしました。

結果、通学路上におきましては、約180カ所で倒壊等の危険があると思われるブロック塀等が存在するということが判明をいたしました。ただし、この結果につきましては、ただいま議員もおっしゃってございましたように、目視等で確認したものであって、全てのブロック塀が直ちに危険というわけではありませんが、教育委員会と建設部とで情報共有をしているところでございます。

また、学校施設内におけるブロック塀等の危険箇所の状況につきましては、点検の結果、中根小学校の正門両脇にある塀1カ所がブロック塀であることが判明いたしました。このブロック塀につきましては、高さが1.45メートルあり、控え壁も設置されているなど、法令の範囲内のブロック塀であること、また業者立ち合いのもと塀内部の破壊検査を実施し、適切に鉄筋が配置されていることを確認し、危険なブロック塀等ではないということも確認をしております。

今後、地震発生時における子供たちの安全確保についてでございますが、平成30年6月19日付文部科学省からの通知に基づきまして、「地震の揺れを感じたら、周囲の状況を十分に確認し、ブロック塀、屋根瓦、自販機などにも注意をし、落ちてこない、倒れてこない、移動してこないという場所に身を寄せるなど、児童生徒等が自分自身の判断で身を守り、迅速な避難ができるよう学校を通じて指導をしており、今後も継続的に指導してまいりたいと考えております。さらに、小学生には登下校時や地震発生時の危険から頭部を守ることも目的といたしました、児童生徒の安全を少しでも高めるための通学用ヘルメットの導入もしてございます。

また、これまでも毎年実施しております小中学校通学路危険箇所調査におきまして、地震時におけるブロック塀等の危険箇所という観点からも情報をいただき、保護者や地域の関係者などと一層連携をして安全点検を行うよう検討してまいります。そして、今後著しく危険な箇所が判明した場合には、通学路を変更することも含め、学校と協議をしてみたいと考えております。以上です。

○議長（石原幸雄君） 北島 登君。

○13番（北島 登君） 180カ所の危険箇所、これは塀に限るわけですか、その他の危険な問題については調査は行っているのでしょうか。そして、ただいまの答弁の中で、注意喚起そして通学ルートの変更等の検討、こういうことをおっしゃられました。危険の大もとから断ち切る、そういう考えはないか。危険箇所についてはもう改修する、きちんとしたものに直す、そのために補助金制度を考える、そういうふうなお考えはないかどうか伺います。

○議長（石原幸雄君） 教育部長川井 聡君。

○教育部長（川井 聡君） お答えをいたします。

調査、報告をしていただいた中には、議員が御指摘したような大谷石の塀などの状況も写真つきで報告を受けているというような状況でございます。危険箇所というのは、もちろんこういった塀ばかりではなくて、いろいろな危険な場所がありますので、こちらにつきましては各小学校区もしくは中学校ごとに安全協力者会議というものを年2回ほど実施しまして、そこで情報を共有するということをしているというところでございます。危険箇所があるということで、直接行政サイドで実施できるものについては、当然速やかに実施をいたしますし、なかなか行政では手が出せないというところには、また別の方法をということで対処をしているという状況でございます。以上です。

○議長（石原幸雄君） 北島 登君。

○13番（北島 登君） 次に、国・県の補助制度についてですが、国は先ほど言いました大阪北部地震、あの事故を受けて補助制度をつくりました。住宅・建物安全ストック形成事業、それと耐震対策研究促進事業、こういう事業の制度をつくっています。ブロック塀などの耐震診断・除却・改修、そういうものに対して補助が出るという制度です。これらの制度の詳細、そして補助率、市の負担がどれほどになるのか、詳しい内容をお尋ねします。

○議長（石原幸雄君） 建設部次長根本 忠君。

○建設部次長（根本 忠君） 平成30年6月に発生しました大阪府北部地震、マグニチュード6.1でございますけれども、ブロック塀の倒壊により2名の死者を出す被害を受け、国土交通省では危険なブロック塀等の安全確保に向けた対策に取り組んでおります。

同省は、危険なブロック塀等の耐震診断・除去・改修に対する補助は、防災安全交付金を通じてこれまでも実施されてきましたけれども、予算額に制限があるなど十分ではなかったため、平成31年度に同省は危険ブロック塀等の安全確保として、住宅・建築物安全ストック形成事業（防災・安全交付金等基幹事業）を創設したものでございます。

この事業は、各市町村を通じて間接的にブロック塀等の所有者に対して耐震診断・除却・改修等の費用の補助を行うものでございます。市町村は、交付金を受け取るために、それぞれの市町村で補助制度を整備し、ブロック塀等の所有者に対して、ブロック塀等の安全確保に関して積極的に広報誌等への掲載などを行う必要があります。補助の対象となるブロック塀等は、地方公共団体が地域防災計画、または耐震改修促進計画で位置づけられた避難路（通学路を含みます）沿道のブロック塀等の耐震診断・除却・改修等となります。補助額は、事業費の3分の2、国が3分の1、県が6分の1、市町村が6分の1であり、耐震診断・除却・改修等の事業費総額の1メートル当たり8万円が交付限度額となっております。これは、令和2年度までの限定と位置づけられており、令和3年度以降は未定となっております。

あわせて、次に耐震対策緊急促進事業補助金です。これも実施されております。この事業は、行政や学校、関係者による協議会が連携し、地域の安全確保のための先進的かつ総合的な取り組みを対象としております。ブロック塀等の耐震診断・除却・改修等の補助に関しては、前述の事業と同じ内容でございますが、安全点検・専門家等の派遣・普及啓発等においても国費上限1,000万円補助対象となります。

なお、茨城県におけるブロック塀等撤去に関する補助事業は、現在のところ創設はされておられません。以上でございます。

○議長（石原幸雄君） 北島 登君。

○13番（北島 登君） 今の答弁についてちょっと確認したいんですが、先ほどの補助制度、国の負担が3分の1、そして県の負担が6分の1ということは、市の負担は6分の5でよろしい……（発言あり）じゃないね、6分の1。国が3分の1で6分の2ということは3分の1だから、あと3分の1は本人の負担ということですね。はい、ちょっと算数は余り得意ではないものですから勘違いしました。

そこで、先ほどその事業は令和2年度までと、ちょっと手おくれかなと。今から制度つくっていたのでは間に合わないわけですが、今後もほかの、そのほかに紹介された制度も続くようですので、ぜひこの制度、国からの補助を引き出して、安全な通学路のために努力していただきたい。

それで、先ほど市の負担が6分の1ということで考えてみますと、例えば補助を出しているところでは、実例見ますと、ブロック塀の場合、除却に対して1メートル当たり1万円から1万5,000円程度の補助にしていると。そうすると、住宅地などでは1軒当たりブロック塀大体15メートルから20メートル程度、そうして考えて計算しますと、180カ所仮に全部ブロック塀だとして、その長さ、そのほか非常に粗っぽい計算ですが、全て補助を出すには3,600から4,500万円、その6分の1で市の負担額は600万円から750万円程度、そのくらいの金額になるわけです。これが1年で全部出ていくというわけではなくて、やっぱり数年かかると思います。しかも、全てが全て改修に応じてくれるとは限らない、民有地ですから、市からの働きかけがないとなかなかできないと。そういう中で、何としても新しい制度をつくりまして、小学生の通学路の安全を確保する努力をしていただきたいと思います。

そこで、茨城県内の状況、水戸市はブロック塀を取り壊して生け垣に改修する場合の補助制度があります。土浦市は、2020年度から危険なブロック塀等の撤去の助成制度をつくる、そういうふう聞いています。県内近隣自治体の状況はどのようになっているのでしょうか、お伺いします。

○議長（石原幸雄君） 建設部次長根本 忠君。

○建設部次長（根本 忠君） 今、北島議員から御紹介のあったとおり、水戸市については地震等の自然災害や老朽化に伴うブロック塀の倒壊による被害を未然に防止するため、通学路等に面する危険ブロック塀等の撤去工事費の一部を補助する制度を今年度創設し、令和3年度までの限定事業として行うとしております。

補助の対象とするブロック塀等は、倒壊の危険があり、かつ当該倒壊によって通学路及び水戸市地域防災計画に定める災害時主要道路を通行する者に危険を及ぼすおそれがあると市長が認める組積造または補強コンクリートブロックづくりの塀が対象となります。補助金の交付対象となる事業は、水戸市の区域内に存することや、道路面からの高さ80センチを超えるものであることなど、5つの条件を全て満たす危険ブロック塀等の全部を撤去する工事であって、水戸市に本店、支店もしくは営業所を有する建設業者、解体工事業者が施工する事業となります。補助対象者は、危険ブロック塀等の所有者または共有者となり、交付額は補助対象経費の3分の2、撤去する危険ブロック塀等の延長掛ける1万4,000円掛ける3分の2、上限10万円のうち最も低い金額となっております。令和元年度の申請受け付けは既に終了しており、令和2年度の申請の受け付けは令和2年4月以降とのことです。なお、令和2年度中にブロック塀等の補助制度を新たに創設する市町村はつくば市、土浦市等12市町村と伺っており、制度の詳細についてはまだ把握できておりません。以上でございます。

○議長（石原幸雄君） 北島 登君。

○13番（北島 登君） 茨城県には制度がないけれども、各自治体、市町村でもう12新たにつくられるということです。牛久、おくれをとってはいけないうと、子育ての町、自慢できるような安全な通学路、ぜひつくるためにこういった制度、今からでもすぐに、次年度は難しいかもしれませんが、制度をつくっていただきたい。そして、この先ほどちょっと言いましたが、金額的にもそして制度の内容からしても市長の決断一つでできるのではないかというふうに私は思います。さっきもちょっとヘルメットの話が出ましたけれども、ヘルメット、2020年度予算では、ヘルメットの支給のために約300万円、これが来年、再来年になるとヘルメットの耐用年数が3年ということですから4学年分、20年度は1学年分だけでいいんですが、それから順次1学年分減って、5年後には毎年ずっと2学年分、2学年分といいますと、児童数がそう大きな変動がなければ約600万円かかります。金額的にもそんなに市の負担はこれと比べるとかえって低いくらいの金額です。ですから、何としてもこの制度をつくるようお願いしたいんですが、市長のお考えはいかがでしょうか。

○議長（石原幸雄君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 私も、重々そのような危険場所というのは知っています、何とかならないかと。ただ、民有地でございまして、こちら行政処分するまでそういう条例もできていま

せんし、そういう条例をしっかりと、つくった時点において、そういう対処をどうするかということもこれから議論されるのかなということで、ブロック塀ではございませんけれども、一昨年、建築法違反の鉄筋の3階建てのものが、約10何年かけて、おととしかな、やっと撤去された事情もございます。非常に長い時間を有しての、そういう民地の問題がございました。ですから、こちらが指導してもなかなか思うようにいかないのも現実でございます。ですから、どのような市の条例をつくって、そして補助をどのようにつくっていくか、これはやっぱり我々鋭意研究するのかなと思います。そのようなときに、市はどうしたらいいかということを考えてきたときに、そのヘルメットでございます。ただヘルメットはブロック塀ばかりではございませんし、非常に落下物、そして瓦とか、それから枝とか、また交通事故とか総合的な意味を踏まえて、ヘルメットのことを取り入れたものでございます。

○議長（石原幸雄君） 北島 登君。

○13番（北島 登君） 市長の答弁ありがとうございます。

やっぱり民有地だと、全部その個人負担にしてということではなかなか前に進まない、それを促進させるための補助制度というふうにするべきかと。そして、具体的にどこにどういう危険箇所があるか、これについては把握しているということなので、個別の働きかけを進めると。それで、市長がおっしゃったそういったその他さまざまな問題、あるいは制度についてもよく研究して、何とか実現していただきたいということをお願いして、次の質問に移ります。

牛久シャトーの経営計画についてです。本年1月に牛久シャトー株式会社が設立されて、シャトーの再開に向けて皆さん奮闘されていることと思います。株式会社が設立されたので、会社のつくる事業計画について、あれこれ細かなことを口に出すのは慎みつつ見守ることが大事だというふうに思っています。しかし、2月18日全員協議会で配付された牛久シャトー株式会社事業計画、これを見て不安が拭い去れませんでした。そこで、牛久シャトーの事業計画について幾つか質問します。

まず、第一は牛久シャトーの再開、多くの市民の願うところでもあり、いつ再開されるのか注目されています。私にも、いつごろなのというふうに聞いてくる市民もいます。牛久シャトー株式会社事業計画では、再開の時期が明記されていません。この春、桜まつりのころに再開と期待をしていた市民は多くいます。牛久シャトーの再開はいつごろと考えているのか、そして再開のときにリニューアルオープンのイベントはどんな計画をしているのか、イベントの内容によってはそれ相応の準備期間が必要になると思いますが、再開の時期は初年度の売り上げ額に大きな影響を与えます。収支計画書では、2年目2021年度の売上額は2億9,924万円、そして初年度2020年度は2億3,624万円、単純に計算しますと初年度は1年分ではなくて約9.5カ月分に相当するというふうになります。そうすると、この会社の会計年

度、4月1日から翌年3月31日までですから、9.5カ月営業しようとする6月中旬ごろ再開ということになります。実際のところ、いつごろ再開するのか、どういう目標を立てているのか、御存じなら教えていただきたい。

○議長（石原幸雄君） 環境経済部長藤田 聡君。

○環境経済部長（藤田 聡君） 今議会初日に御報告いたしましたとおり、牛久シャトー株式会社と2月1日付で牛久シャトーの賃貸借契約を締結し、新会社の業務が本格的にスタートいたしました。現在は、リニューアルに向けての準備を進めておりますが、まずはレストランの再開に向けた専属シェフの選定と売店の再開に向けた商品の準備を優先して行っていると伺っております。

当初は、桜の時期を目標にリニューアルする予定でしたが、現段階では一日も早いオープンを目指しているものの、再開の時期は未定となっております。リニューアルに際しては、レストランや売店においてオープニングイベントを実施する計画でございますが、詳細については決定しておりません。

先般、新型コロナウイルスをめぐり、感染経路が明らかではない患者が発生している現在の状況下において、国から感染症対策の基本方針が発表されたところでございます。これを受けまして、牛久シャトーで開催を予定しておりました桜まつりにつきましては、当初の予定を変更し、飲食販売については取りやめとし、3月28日・29日、4月4日・5日の土日4日間、午前10時から午後7時まで開園時間を延長し、園内の桜を自由に見学いただくことで新会社と調整をしたところでございます。残念な決定とはなりましたが、感染拡大防止を第一に考えることを最優先といたしました。

牛久シャトーのレストラン再開につきましても、状況を把握しつつ、時期を見定めることが肝要であるというふうと考えているところでございます。以上です。

○議長（石原幸雄君） 北島 登君。

○13番（北島 登君） コロナウイルスによる影響、これはある程度やむを得ない問題というふうに思います。しかし、会社設立して一番大事な再開リニューアルの計画、そして再開の目標、めどが立っていなかったというのはどういうことなのか、ちょっと非常に大きな疑問が湧きます。

そして、次に営業収支の計画についてです。収支計画を見ますと、科目に役員報酬、これが計上されていません、そういう科目がありませんでした。社長は報酬なしで頑張ってくれるのかなと一瞬思いましたが、別のページには代表取締役報酬、月額70万円となっております。赤字の会社でこの金額はどうか、そういう意見もありますが、報酬は収支計画のどの科目に含まれているのでしょうか、それとも報酬なしで頑張ってくれるのでしょうか。人件費は1億2、

276万円計上されているのに、法定福利費はゼロ、福利厚生費はゼロ、あり得ないことです。人を雇って社会保険に加入する、当然法定福利費が発生します。福利厚生費についても、従業員の健康管理、その他もろもろ制服だとかそういったものも含めればゼロではあり得ない。そして、損益勘定は初年度が9,996万円の赤字と。資本金全部食われてしまってなくなる。最初から債務超過という計画です。

これに対して、一昨日山本議員の質問への答弁で、賃貸料を猶予または免除するという答弁がございました。会社がこのことしの2月・3月分についてはある程度やむを得ないかなという考えもあると思います。私もその程度は仕方ないだろうなというふうに思うんですが、赤字が続く限りこれをやっていけば、市のお金をどれだけつぎ込んだらいいのか非常に不安になります。しかも、市の2020年度の予算案に、歳入にちゃんと5,544万円の賃料収入が計上されています。このことも含めて、どういうふうに考えているのか、今後もそういう赤字補填のために市の税金をつぎ込むのかということをまず一つ。

それと、もう一つは、先ほども言いましたが、収支計画、会計の初歩的な知識もない人間がつくったようにしか思えません。会計を知らない人が会社経営、スタッフの中にいない、僕はびっくりしました。こんなのでは会社はすぐぐだぐだになって潰れてしまうのではないかという不安があります。市のほうも、こういった有能な人材、確保するための援助、補助、そういったことを何かお考えでしょうか、それをお伺いします。

○議長（石原幸雄君） 環境経済部長藤田 聡君。

○環境経済部長（藤田 聡君） 市議会議員全員協議会におきまして御報告いたしました営業収支計画につきましては、第1回の取締役会で示された最初の計画でございます。収支計画の経費につきましては、新会社が現状で可能な限りのデータをもとに積算したもので、一部ですがオエノンホールディングス株式会社からいただいた光熱水費等の実績値も反映されています。ただし、実際に始動してみないと未知数の部分があることから、運営しながら順次見直しを図っていくと説明のもとに提示されたものでございます。

第2回の取締役会において、税理士及び社会保険労務士を選任いたしましたので、御指導いただきながら経費の節減を図り、見直ししていくことで赤字は減少していくものと考えております。

今後、事業を展開していく中で資金繰りが必要となった場合には、一般的な民間会社と同様に銀行からの融資等を模索していくということになります。以上です。

○議長（石原幸雄君） 北島 登君。

○13番（北島 登君） 牛久シャトー株式会社の役員会に提出されて、そこで反対意見とか、反対するまでもなく修正意見、これはおかしいのではないかという、そういう声が出なかった

んでしょうか。不思議でなりません。

それと、もう一つは銀行、民間の金融機関からの融資の模索、債務超過している会社にどんな金融機関がお金を貸してくれるんでしょうか。資産もない、債務超過、貸したら貸したお金は消えていく、目に見えているのに貸してくれる金融機関はないというのが常識です。せめて資金、つないで事業継続することによって高い将来性がある、そういう財産があるということであれば、銀行も貸してくれるでしょう。そんな金融機関があれば、ぜひ私にも紹介していただくとありがたいんですが、そこら辺は市のほうではどのようにお考えなのか、お答え願います。

○議長（石原幸雄君） 環境経済部長藤田 聡君。

○環境経済部長（藤田 聡君） この後の答弁にも出てくるかと思うんですが、市としましては、山本議員の質問にお答えしたとおり、本年2月分と3月分の賃料につきましては請求しないこと、それから本年4月から令和5年3月までの期間の賃料については、毎年年度末の決算見込みの状況を考慮して猶予することができるようにという賃貸借契約書に特記事項を盛り込んだということで、支援をしていきたいというふうに思っております。

○議長（石原幸雄君） 北島 登君。

○13番（北島 登君） 2月1日契約の賃貸借契約の際にそれを盛り込んだと、要するに賃貸料の猶予ということが盛り込まれたということですが、市の中ではどのようにそういう決定をなされたんでしょうか。どういう経過でそういう決定、誰の判断で決定したのか、そこをお伺いいたします。

○議長（石原幸雄君） 環境経済部長藤田 聡君。

○環境経済部長（藤田 聡君） 賃貸借契約につきましては、当然でございますが、事前に牛久シャトー株式会社との打ち合わせを行い、内容を検討しまして、議員さんにお配りしてある事業収支見込み計画、こちらを考慮して原案を作成したということでございます。その後、1月30日同社の取締役会で決定し、株主総会で承認され、2月1日での契約に至ったということになってございます。以上です。

○議長（石原幸雄君） 北島 登君。

○13番（北島 登君） 済みません、市の中で担当部署、関連部署、その中できっちりと検討されたんでしょうか。そこがどうも曖昧なままになってはいないかということをお伺いします。

○議長（石原幸雄君） 環境経済部長藤田 聡君。

○環境経済部長（藤田 聡君） 市の内部で、もちろん契約書の中身を全部精査して、特記事項という形で入れさせていただいたということでございます。一つだけちょっとお話、猶予と

いうのは免除ではございませんので、そこだけはちょっと注釈で入れさせていただきます。以上です。

○議長（石原幸雄君） 北島 登君。

○13番（北島 登君） 猶予と免除の違いぐらいはわかっておりますので、その説明は要らなかったんですが、猶予ということは、つまり会社側が借金した状態と、牛久市が金を貸しているのと同様な状態ですね。

次の質問に移ります。市は、来年度から創生プロジェクト推進課を設置し、牛久シャトー再開とエスカード牛久の活性化に力を入れようとしています。そんな中、早くシャトーを再開、事業計画明確にならないと、どういう支援をしていいか、具体的に動き出すことができないわけですね。今どうやったらいいかの内部での検討はできるけれども、例えば大々的なPR、市のいろいろなツールを使っただけの広報、宣伝、そういったことが全然できないという状態に陥ることになると思います。

同時に、この牛久シャトーの経営については観光客の呼び込み、これも重要ですが、牛久市民がどれほど使ってくれるか、あそこで楽しんで食事をするか、結婚式も以前は、とか同窓会とかいろいろな会合にも使われたようですが、市民がもっと使いやすいようにやっていくためにどうしたらいいか、ここら辺のことも検討することが大事だと思いますが、市としてそういうことについての支援、具体的に何かアイデアはお持ちでしょうか。

○議長（石原幸雄君） 答弁を求めます。市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 市の支援といたしましては、まず牛久シャトー株式会社からの賃料につきましては、本年2月分と3月分は請求しないこと、また4月から令和5年までの期間の賃料については、毎年年度末の決算見込みを考慮して猶予することができるよう賃貸借契約書に盛り込みました。

また、経営企画においても、創生プロジェクト推進課を新設することで、全庁横断的な事業を取り組むとともにプロジェクトチームを発足し、誘客のためにさまざまなアイデアを提案してまいります。

牛久シャトー株式会社は、第三セクターとはいえ民間企業であることから、レストランや売店などの営利活動を単体で公的に広報することはできませんが、牛久シャトー全体を国の重要文化財としてPRすることは可能でございます。例えば、ドローンを活用したPR動画を四季を通じた映像で構成するなど、できる限りの支援を行ってまいります。

また、フィルムコミッションの誘致を行うとともに、牛久シャトーのPRにつながりますので積極的に取り組んでまいります。

長田議員にもお答えしましたように、牛久シャトーを初め牛久大仏や市内の観光スポットを

お勧め観光コースとして情報提供することで、牛久市を訪れる方々に市内を回遊し長く滞在していただけるよう取り組んでまいります。さらに、旅行会社とのツアー企画に牛久シャトーを加えてもらえる営業活動を積極的に行うよう新会社に支援してまいります。

○議長（石原幸雄君） 北島 登君。

○13番（北島 登君） わかりました。今議会では、このシャトーを中心とした観光振興については、議員の皆さんからいろいろなアイデアが提案されています。市民からもさまざまな提案が寄せられていることと思います。そうしたものをなるべく多く聞いて、いいものを集めていただきたい、実施していただきたいというふうに思います。

先ほど市長の答弁に、ドローンを使った動画ということがありましたが、2020年度の予算、広報の予算の中で、シティープロモーション動画を作成するという項目が入っていますが、こういうところで、これをシャトーの紹介をメインにした動画をつくる、ユーチューブにアップして市民の手でSNSなどで拡散してもらおうというような取り組み、やってはどうかと思います。しかし、先ほど言いましたシティープロモーション動画の作成予算はわずか30万円、ちょっと少な過ぎやしないかと。牛久を持ち上げるには、まあこれは直接シャトーを持ち上げるためではないんですが、牛久の知名度を上げて持ち上げるにはもっとお金をかけてもいいのではないかとこのように思います。どうでしょうか。

○議長（石原幸雄君） 答弁を求めます。市長公室長吉川修貴君。

○市長公室長（吉川修貴君） 北島議員の言うとおりの、予算のほうは30万円となっておりますけれども、市民と協働で作成するというのを目的としております。ですので、余り経費をかけないで、高校生に参加してもらったり、市民に参加してもらったりという形で今のところ計画しておりますので、30万円という金額になっております。以上です。

○議長（石原幸雄君） 北島 登君。

○13番（北島 登君） では、次の問題に行きます。公園の整備についてです。

牛久市内、運動公園は別にして一般公園、大小さまざまですが119カ所、都市公園が23カ所、合計142カ所ありますね。その公園ですが、足立区はもう特徴ある公園づくりが進められて、子供から高齢者までが楽しく過ごせる場となっています。公園遊具総選挙ということを行っています。2017年の結果は、1位が迷路、2位は長いローラー滑り台、3位がロープウエー、ロープにぶら下がってずっと滑っていく遊具ですね。こうした特徴を出した公園整備が行われています。

牛久市でも、若い親あるいは祖父母が幼児と楽しく遊べる公園、学童がボール遊びもできる公園、高齢者がゆったり過ごしたり、アスレチックや軽い運動ができる遊具を設置した公園など、世代ごとに合わせた特徴ある公園整備を進められないか、市の公園整備の方針について伺

います。

○議長（石原幸雄君） 建設部次長長谷川啓一君。

○建設部次長（長谷川啓一君） 牛久市内には、全部で145カ所の大きささまざまな公園が整備されており、多世代の市民の利用による地域交流の場になるよう維持・管理しているところでございます。

しかしながら、近年の少子高齢化などの影響もあり、地域や公園の規模により公園の利用形態は変わってきているものと思われまます。

現状を見ましても、高齢化の進んだ既存の住宅地と子育て世代の多いひたち野地区などの新しい住宅地では、その地域の年齢構成に応じた利用状況も異なり、設置された遊具等が住民のニーズに合わないため、利用頻度の少ない公園があることも把握しております。

また、公園の利用目的も多様化し、単に利用するだけでなく、市民団体の活動や各自治会活動など地域の活動の場として利用されたり、公園里親制度による管理、ボランティアや生きがいづくりの場として使われている状況もございます。

議員からも御意見いただきました、公園ごとに利用する年代層を想定した特色ある公園づくりとしては、運動公園の一角に子供の遊び場のモデルを整備しておりますが、各地域の身近な公園についても、老朽化した施設の更新などを契機に、また他自治体の事例なども参考にしながら、当市にとって最適な公園整備について検討してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（石原幸雄君） 北島 登君。

○13番（北島 登君） ぜひ、ユニークでしかもみんなが楽しめる公園づくりをお願いいたします。

そして、私の住んでいる地域のことで恐縮ですが、刈谷町、ここには公園5カ所あるんですが、公園に入るのに階段があって、階段を上ってからでないと入れない。5カ所のうちスロープがあるのは2カ所だけです。住民からは、足の弱い人にはつらいとか、小さな乳幼児の場合にはなかなかだっこして上がるということになりますので、ぜひスロープが欲しいという声が寄せられております。こういう階段だけしかないところを公園にスロープはつけられないでしょうか。ぜひ御検討いただきたいのですが、お答えをお願いします。

○議長（石原幸雄君） 建設部次長長谷川啓一君。

○建設部次長（長谷川啓一君） 議員御指摘のとおり、刈谷地区の公園も含めて、段差のある公園があることについては、当市といたしましても把握してございます。国土交通省により、平成24年に都市公園の移動等円滑化整備ガイドラインの改定が行われ、当市においても平成25年に牛久市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例を制定しております。この条例に基づき、民間の住宅地開発による整備される公園においても、

基準に準じまして整備するよう指導しております。

全ての公園のバリアフリー化は、今すぐということでは困難ではございますが、地域からの要望等に基づき、スロープ等の整備をしている経緯もございます。今年度は、栄町第一街区公園の出入り口において、段差を解消するためスロープを設置したところでございます。

今後とも、公園の規模や利用頻度、地域からの要望等も考慮しながら、少しずつではございますが、できることから公園のバリアフリー化に努めてまいりたいと考えてございます。以上です。

○議長（石原幸雄君） 北島 登君。

○13番（北島 登君） 最後の質問ですが、今高齢者が健康増進のためにウォーキングする姿をよく見かけます。そういう人たちから、ウォーキング中に公園でちょっと一休みする、そういういったときにトイレが欲しい、そういう要望が寄せられています。全ての公園にというのは無理なので、そんな無理なお願いはしませんけれども、要所要所にトイレを設置する、そういうことはできないでしょうか。市の考え方をお聞かせください。

○議長（石原幸雄君） 建設部次長長谷川啓一君。

○建設部次長（長谷川啓一君） 当市における公園は、区画整理事業や民間の住宅開発により整備されたものが主であり、公園のトイレにつきましても、開発区域内の公園の規模、配置に基づき決定されたものと考えております。

現在、都市計画課で管理しております公園のうち、公園施設としてトイレが整備されているものは全部で14カ所となっております。公園のトイレにつきましては、公園利用者はもちろんのこと、公園利用者以外の利用、また災害時における緊急的な利用等も想定できますことから、市全体の配置や地域のバランスについても重要なことは認識しております。

現時点におきまして、新規に公園にトイレを整備する予定はございませんが、まずは既存の老朽したトイレの更新や随時に修繕により、現在整備済みの地区での適正な利用を図っているところであります。今年度は、刈谷第1街区公園において屋根の補修及び和式便所の洋式化、みどり野第2街区公園においてトイレ周りの生け垣の伐採及び個室へのライトの設置等、トイレ環境の改善を実施しております。

今後とも、トイレが整備されている公園の周知等も含めまして、既存のトイレが適正に利用できるよう維持・管理を努めてまいりたいと存じます。

○議長（石原幸雄君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） トイレなんですけど、一例は、区民館を新設したときに開放されることによって、その公園内の皆さんに使っていただく、それはつつじが丘の公園でございまして、そこに区長さんお願いしまして、あそこにも一度前から公園がございました。でも、それを区

民館建設と一緒にできるよという話をできまして、そういうやり方。また、公園トイレといいますと約3,000万円ぐらいかかります。ですから、その何カ所中、非常に牛久の財政では全ての場所につけるといのはちょっと難しい。ですから、なるべくならトイレを使わない1時間ちょっとやそこらでは、出がけにちゃんとして、そしてそのときには間に合うようにしてくださいということで、なるべくそういう経費をかけないで、できることは自分で市民の方にやっていただくということが私は大切なかなという思いがございまして、トイレというのも非常にその管理もかかりますし、あともう一つは、大きな事故があるものもございまして。夜間とかそういうさまざまにあるのも現実でございまして。そして、そういうことを加味してトイレ、あればあるにこしたことはないんですが、ただこれから一応トイレマップみたいなものを今度つくって、あそこに行けばトイレがあるよ、例えば三日月、それから田宮の西、運動公園、それからいろいろな公園ございまして、そういうところもつくって御案内するのも一つの考えかと思えます。

ただ、もう一つ牛久の公園づくりのあり方、そういうものが、やはりこれだけ自然が恵まれた地域でございましたので、昔からその公園をつくるという、人工的な公園をつくるという意識が薄うございました。ですから、そういうもので、ある部分でいいのかな、ただ自然を利用したそういう部分でいいのかな、運動公園にしても森林公園とか、森林公園は何カ所かございまして、ですから、普通の大きな都会の町の公園のつくり方と、牛久の公園のつくり方、ちょっと入り口が違ったように私は思っております。ですから、私は非常にあそこの公園がどうだこうだというより、私たちは自然のものをうまくそれを利用した公園をどのようにアピールするかということ、一緒にではなくて牛久はこういうつくりなんだよということも大きなそれを武器としてやっていくことも、これは大きな力なのではないかなと。水辺公園にしてもそうです、森林公園にしてもそうです、ですから、ただ町の中に子供さんたちが遊ぶというのがちょっと今、公園数あるんですけども、その管理が悪いということで、遊具が腐食したりして、ちょっと今それ手当てしているんですけども、ちょっと間に合わないということで、私のところに随分、何をしているんだという話はございまして。ですから、そういうことを考えて、牛久にある公園をどうしたらいいか、それをもうちょっと、我々職員ももうちょっといろいろなことで、牛久の公園こうなんです、しっかりと示してこうなんですとアピールすると、ああそうなのかなということで今やっています。

あと、もう一つ今、牛久には遊水地が数多くございまして。その遊水地、ふだんは水も溜まっていない、非常にもったいない場所でもございまして、ある人に言わせれば、遊水地そんな何か使ったら、大水が来たらどうするんだと。大水来るときは外にいません。ですから、そういうことだったらふだん使えるようなもので何か、例えば一つの案としてはドッグランとか、そう

いうのをつくったらどうかという話が今現在起こっています。ですから、牛久に合ったそういう公園のつくり方、そして市民がどのようにこれから、子供たちからお年寄りまでつくっていくか、そういうものを一つの公園としての体系的なあり方をもう少し私は考えてもいいのかなと思っています。

○議長（石原幸雄君） 北島 登君。

○13番（北島 登君） 市長の考えも非常にいいと思います。牛久らしいユニークで楽しい公園づくり目指して頑張っていただけるようお願い申し上げまして、私の質問を終わりとさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（石原幸雄君） 以上で13番北島 登君の一般質問は終了いたしました。

ここで暫時休憩をいたします。再開は14時15分といたします。

午後2時07分休憩

午後2時19分開議

○議長（石原幸雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、21番遠藤憲子君。

〔21番遠藤憲子君登壇〕

○21番（遠藤憲子君） 日本共産党の遠藤憲子でございます。

通告順に従いまして、2項目について一般質問を行います。

初めに、学校給食についてであります。この学校給食の問題につきましては、何度か議会の一般質問で取り上げております。しかし、今回の新型コロナウイルス感染拡大に対しましては、学校給食の調理業務の委託業者への対応、既に献立の食材で発注済みのもの、農産物や牛乳など含めて解約できない食材は出ていないか。先日の新聞では、土浦のパン業者が、給食に提供していたパンを安い値段で販売するなど報道されておりました。子供たちも含めて、保護者、牛久市納入業者、生産者への影響などさまざまな問題が起きております。

さて、学校給食の質問では、同僚議員が昨日取り上げ、重なる部分もございますが、別の観点から取り上げるものでございます。

初めに、地産地消が進めてきた学校給食の現状と今後の見通しについて、3点伺います。

初めに、青果市場からの県内産食材の納入の現状と主な品目はどうなのか伺います。そして、2つ目には、学校給食会を通じまして納入されます食材、冷凍食品の状況について伺います。学校給食会を通じまして納入されている中では、輸入食品などの扱いはないかどうか。以前に問題となりましたマーガリンのトランス脂肪酸、これは過度の摂取で有害とされておりました。

また、輸入された小麦、これパンに使用される強力粉ということなのですが、大変グルテンが多く、硬質の小麦が最適とされております。このような小麦を使用しての食パンから除草剤のグリホサート、これは発がん性物質があると思います、この検出がされるなど、さらには輸入牛肉への女性ホルモン注入、関税の引き下げに伴いまして米国産牛肉の輸入が増加をしているといえます。消費者にとっては、価格が安くなってありがたい、こういう方もいますが、その一方では、米国産牛肉の多くは肥育ホルモン剤としてエストロゲンなどの女性ホルモンが投与され、育てられているという現実があるといえます。家畜におけます合成肥育ホルモンの継続的な使用は安全であるかどうか、因果関係の立証は大変難しいもので、EU諸国では肥育ホルモンを使用して育てた牛肉の輸入は一切認めておりません。このような状況を見ますと、子供の体への影響が心配されている、この保護者からの声が寄せられました。食品の安全性に対しまして、市民の関心も大変高く、学校給食会から納入される食材、冷凍食品の状況について伺います。

そして、3点目には子供たちが食べるものなので食品や食材の安全性をどう確保していくのか、この以上3点について御答弁をお願いいたします。

○議長（石原幸雄君） 教育部長川井 聡君。

○教育部長（川井 聡君） 答弁に先立ちまして、一言御礼を申し上げます。ただいま遠藤議員からもございましたように、当市におきましても今回のコロナウイルスの感染拡大防止という観点から、今週月曜日から学校を臨時休校いたしました。その結果、学校給食の給食食材、既に発注済みのもの、また納入済みのものが多数各学校で納入がされていたり、備蓄がふえているという状況になっております。そういった中、きょう急遽のお願いで、議員の皆様には食材のほうの御購入をいただきました。本当にありがとうございました。心より御礼を申し上げます。また、引き続き多数食材がありますので、ぜひ御協力をいただきますようお願いを申し上げる次第でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

それでは、答弁のほうをさせていただきます。学校給食の食材といたしまして、市営青果市場から納入されているものは、ジャガイモ、ニンジン、タマネギ、コマツナ、長ネギ、白菜、キャベツ、大根などの野菜類及び卵となっております。年間の納入数量及び金額につきましては、平成29年度は9万7,431キログラムで約2,215万円、平成30年度は9万809キログラムで約1,979万円、令和元年度は1月末現在で7万3,293キログラムで約1,420万円となっており、給食費に占める割合といたしましては約5%となっております。

また、学校給食会から納入されている食材につきましては、牛乳、パン、冷凍野菜、コロッケ等の加工品、乾物類のワカメや干シイタケ、並びにデザート等となっております。納入金額といたしましては、平成29年度は年間約1億3,065万円、平成30年度は年間約1億

2, 708万円、令和元年度は1月末現在で約1億301万円が納入されております。給食費に占める割合といたしましては、約34%となっているところでございます。

トランス脂肪酸につきましては、牛久市では早くからその有害性等に着目をし、10年以上前にマーガリンの使用を取りやめるとともに、学校栄養士にはマーガリンを使用していない食材を選ぶよう指導をしております。

牛久市で提供されている学校給食用のパンにつきまして、学校給食会に確認をいたしましたところ、輸入小麦を使用しているものにつきましては、除草剤等の成分が検出されないことを確認した上で使用しているとの回答をいただいております。

最後に、牛久市の学校給食におきましては、献立を作成する際に学校栄養士が食品の成分表を事前に取り寄せるなど、安全性を十分に確認した上で使用食材を決定し、児童生徒に安全でおいしい給食を提供するよう努めているところでございますので、御理解のほどよろしくお願い申し上げます。以上です。

○議長（石原幸雄君） 遠藤憲子君。

○21番（遠藤憲子君） 牛久の現在の学校給食の現状、それについては数字からも見えるものでございます。ただ、この29年度から令和元年度までに当たりましては、かなり市営市場を通しての納入キロ数、かなりこれは減っているということなんですが、この辺のことはどういうふうに把握をされているのかを伺いたいと思います。

それと、学校給食会からの冷凍食品、これの扱いなどはどういうふうになっているのかを伺います。献立会議で学校栄養士さんたちが見ながら、子供たちの安全な食材の確保をしているということについてはわかりました。この2点について再度伺いたいと思います。

○議長（石原幸雄君） 教育部長川井 聡君。

○教育部長（川井 聡君） 使用数量の増減ということになるかと思いますが、今議員もおっしゃいましたように、これ栄養士さんのほうで毎月献立会議を開いて、毎月の献立を決めるという中で、やはりある程度その使用する材料の影響とか使用量についても影響が出ているのかなど。トータルしますと11カ月分、こちらのほうで大体年間で195食前後を想定しているわけですが、そういった中での使用量ということになりますので、なるべく地場産を使うということは、先日の杉森議員さんの答弁でもお答えをさせていただきましたように、極力地場産、県産産というものを使う中での結果だということでございます。

冷凍食品につきましても、当然調理のほうの直接手を加えたものということをももちろん第一に考えるところではありますけれども、正直今は子供たちの嗜好についても、冷凍食品などのほうが喜ぶという場合もあると、そういう部分も若干ございまして、若干ふえているような状況はあるかというふうに考えております。以上です。

○議長（石原幸雄君） 遠藤憲子君。

○21番（遠藤憲子君） 次の質問に進んで、後でまたちょっとお伺いする場合もあるかと思
います。

次が、自校式炊飯の状況と今後の計画についてであります。学校で炊き立て御飯の提供の状
況について、そして子供たちの反応は市のほうでも把握をされているのかどうか伺います。そ
して、例えば自校式炊飯で残滓、これに導入をしたことによって変化は出ているのかどうか伺
います。

そして、今後の計画についてなんです、4月開校のひたち野うしく中学校、これは給食室
が7月ぐらいということなんです、これから計画をされるだろうおくの義務教育学校、当分
は奥野小と二中ということなんです、その辺の計画、今出ていないかもしれませんが、その
辺について伺います。

○議長（石原幸雄君） 教育部長川井 聡君。

○教育部長（川井 聡君） 現在、自校式炊飯を行っている学校は、小学校が牛久小学校、牛
久第二小学校、ひたち野うしく小学校の3校、中学校が牛久第二中学校、牛久第三中学校、牛
久南中学校の3校で、合わせて6校となっております。

自校炊飯に対する児童生徒からの声といたしましては、「炊き立ての御飯が食べられておい
しい」「自分で茶碗に盛りつけるので残さず食べることができる」などの声が聞かれます。

この御飯、米飯のほうですけれども、業者さんから炊き上がった御飯をお弁当箱のようなも
のに入れて購入しているものもあるわけですが、そういった全員一律の量を配る方式よりも、
この炊き立ての御飯を自分でよそって食べるということになりますと、やはり残渣のほうはか
なり少なくなっていると。また、おかずによりまして御飯の量を増減させることで、同じよう
に残滓の量を抑えることが可能になっているというふうに伺っております。

今後の自校式炊飯施設の整備計画となりますが、自校式炊飯は子供たちに温かくおいしい御
飯を提供でき、さらには台風や交通障害等でパンや麺の配送が間に合わない場合にも対応がで
きるというメリットがございます。また、弁当箱方式よりもコストが抑えられ、その分他の食
材に回すことができるというふうに考えております。

さらに、学校は災害時の避難所と指定されていることから、万が一の場合の避難者への御飯
の提供も可能となるということで、今後も未整備校につきましては、予算の許す中で順次整備
をしていきたいと考えているところでございます。

また、ひたち野うしく中学校、それからおくの義務教育学校の状況ということになりますと、
ひたち野うしく中学校につきましては、先ほども答弁申し上げましたように、夏休み明けから
は自校炊飯という形での給食の提供を考えている。また、おくの義務教育学校につきましては、

当面の間は分離式という形での運営ということになりますので、いわゆる後期課程、牛久二中のほうは牛久二中での調理、それから前期課程につきましては奥野小での調理、ただし奥野小学校、前期課程につきましては5年生・6年生が4月からは第二中学校のほうの校舎に移動するということがありますので、そういった中で献立のほうは多分統一になるのかなというふうに考えておりますが、そういった中での対応になるというふうに考えております。以上です。

○議長（石原幸雄君） 遠藤憲子君。

○21番（遠藤憲子君） 牛久の特徴として、各学校で自校式の調理それから炊飯をしているということは、非常に今部長の答弁でもありましたように、災害時にもこういう温かい食事ができるというシステムがあるということは大変いい点だと思います。そしてまた、子供たちに炊き立ての御飯、これが以前私ども南国市というところに視察に行ったときに、やっぱり温かい御飯を子供たちが食べる、その御飯のにおい、そして自分たちで御飯をよそう、そういうようなこともやはり食育の一環ということでは非常に有効だということで、議会の中でも提案をさせていただき、実現をしたという経緯がございました。

やはりこれからは、なかなか御飯離れ、お米離れというのが非常に家庭の中でも起きているというところでは、学校の中でこの食育という大変重要な位置を占めるということでは、引き続きこれからひたち野うしく中学校では夏休み明けということですが、現在の6校をもう少し拡大をする、大変費用的な問題もありますし、それから広げるにはそれなりのスペース、そういうものもあると思いますが、今後についてはどのようにお考えになっているのか、その辺だけ確認をしたいと思います。

○議長（石原幸雄君） 教育部長川井 聡君。

○教育部長（川井 聡君） 自校炊飯の設備に関してですけれども、今議員もおっしゃられたように、当然施設、自校炊飯をするというと釜を人数分用意するしかない。このスペースがかなりとりますので、そういったスペースがあるのかどうかということや、また調理室自体のその老朽化の問題もありますので、やっぱり学校の大規模改修というものにあわせて中で、でき得る限り自校炊飯の設備もあわせていきたいというふうに考えているという状況でございます。現時点でいつ何年度にどこをやるという具体的な計画というのは定かにはしておりませんが、できる限り早目にそういった対応はしていきたいなというふうに考えているところではございます。

○議長（石原幸雄君） 遠藤憲子君。

○21番（遠藤憲子君） 学校給食の給食室のドライ化についてなんですけど、現状がどうなっているのかということ、給食室、ウェットというか水を使うことが多いのではないかとということでは、やはり衛生環境整備をする一つとしてドライ化、現在の給食室の状況について、そ

れからドライ化の見通しについて伺います。

○議長（石原幸雄君） 教育部長川井 聡君。

○教育部長（川井 聡君） 給食室が完全ドライ化となっている施設につきましては、岡田小学校、牛久第二小学校、中根小学校、ひたち野うしく小学校、牛久第一中学校、牛久第二中学校の6校でございます。しかし、ウエットの給食室におきましてもドライ使用での調理を行っているというのが当市の現状でございます。

今後の整備につきましては、先ほども申し上げましたが、給食室の老朽化に伴う増改築を含めまして、先ほどの自校炊飯施設整備とともに実施をしていきたいという考えでございます。以上です。

○議長（石原幸雄君） 遠藤憲子君。

○21番（遠藤憲子君） 学校給食のところで、給食費の無償化について伺います。県内の自治体で給食費の無償化につきまして、2月17日茨城新聞で県内の状況が報道されました。市の公費負担の考えについて、そして例えば地元食材を使いました牛久の日給食、これはたしか年3回あると聞いています。それとか、あと各学校でイベントがあったとき、そういうときの実施の際の食材に市の助成などはどうなっているのかを伺います。

そして、3番目には、子育て支援、少子化対策の一環として、多子世帯に対しまして第2子は半額、第3子は無償など保護者負担を軽減する考えについて伺います。

○議長（石原幸雄君） 教育部長川井 聡君。

○教育部長（川井 聡君） 保護者からいただきました給食費は、食材購入費用としていただいているものでございまして、その額は年間約3億8,000万円になっております。学校給食には、そのほかにも給食施設整備費用や調理業務委託費用など、別途約4億円がかかっておりまして、それらを公費負担しているということになっております。したがって、給食費も食材費も公費負担をするということにつきましては、昨日の杉森議員の質問にもお答えいたしましたように、現在のところ困難であるというふうに考えております。

食材の高騰が今後考えられますけれども、地産地消の観点で行われる牛久の日給食の食材につきましては、地元生産者やJAなどの協力を仰ぎまして、保護者が負担する給食費を現状に据え置くように努力をしていく考えでございます。

また、保護者の負担軽減といたしまして、就学援助対象者の給食費を全額公費負担しております。その金額につきましても、昨日の答弁でも申し上げましたが、令和2年度には約2,200万円の予算措置を行っているというところでございます。さらに、昨年10月より幼児教育の無償化に伴い、世帯の年収360万円未満と第3子以降の園児の副食費用が免除されたことで、低所得者への給食費負担軽減となっているところであります。今後、さらなる負担軽減

につきましては、慎重に検討してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたく存じます。以上です。

○議長（石原幸雄君） 遠藤憲子君。

○21番（遠藤憲子君） 今現在、食材費を保護者負担として約3億8,000万円、給食費として徴収をしているという御答弁でございました。過去にも野菜が高騰したときにも、栄養士さんたちが献立を工夫しまして対応してきた、このように聞いております。再度、地元食材を使用しての牛久の日メニュー、生産者とかに協力をいただきながらという御答弁でございましたが、ここの部分については市は一部負担、そういうようなお考えについてはどうなのか伺いたいと思います。

それと、就学援助制度等で約2,200万円、その負担をしているということなのですが、就学援助制度の範囲に該当しない、たしか多分そういう方もいらっしゃるのではないかと思います。そのような低所得者のひとり親世帯、また多子世帯の負担軽減、先ほど幼児教育のほうでは第3子の給食ということはありませんけれども、学校に通っている子供の第3子の助成について考えはどうかを伺います。

それと、今回のコロナウイルスによります臨時休校で、今給食がない状態であります。こういうときの給食費の扱いというのはどのようになっていくのか伺います。

○議長（石原幸雄君） 教育部長川井 聡君。

○教育部長（川井 聡君） お答えをいたします。

まず、野菜などが高騰した場合ということで例を挙げていただきましたが、年間で給食費、食材費ということで徴収を計画しております。やはり急な高騰とかということで、結果的に給食食材費の予算が足りなくなるという場合には、当然財政当局とも相談した上で、それなりの措置をとらざるを得ないのかなというふうには考えてはおります。

一方で、牛久の日のメニュー等につきましては、先ほども答弁したように、年間のその給食費、食材費を徴収する中で、栄養士さんたちの創意工夫によって何とかしっかりやっつけなければというふうには考えております。

それと、就学援助制度のボーダーラインといいますか、そのぎりぎりのラインにいるという方々へのということでございますが、以前、数年前までは就学援助に関しましても、学校のほうでこの家庭はちょっと該当になるかなという方のみに案内をしていたものを、全ての保護者のほうに御案内をさせていただいて、とにかく出してくださいというお願いをする中で、支給を決定するか却下するかということ、その世帯の収入に基づいて決定をしているという状況がございますので、当然そのボーダーラインの部分というのは、どこにそのラインを引くかによっても必ず出る部分ですので、ある程度はちょっとやむを得ないのかなというふうには考え

ております。

一方で、その第3子以降という部分につきましては、現状では先ほども答弁したとおり、非常に難しいという前提の中でお話を申し上げれば、第3子以降、中学校と小学校に在学するお子さんが3人以上いる場合の3人目以降についてということで、どのくらいの数が現時点でいるのか、またそこに対して補助制度等を創設した場合にはどの程度の予算が必要になるのかという、ちょっとそういったシミュレーションをまだしておりませんので、そういったものをする中で今後の検討課題とさせていただきたいというふうに思っているところでございます。

○議長（石原幸雄君） 教育部長川井 聡君、答弁漏れだそうでございます。

○教育部長（川井 聡君） 失礼しました、漏れました。今回のコロナウイルス等による臨時休校の場合の給食費の徴収ということですが、今回はもちろんその3月分についての徴収をするつもりはございませんし、過去においても例えばインフルエンザの流行で学級閉鎖になった場合には、当然その閉鎖になった日数分は還付するというふうな細かい対応もしっかりとおるところでございますので、そういった形で状況に応じてしっかりいただくときはいただきますが、還付するものはしっかり還付するというところで進めていきたいと考えております。

○議長（石原幸雄君） 遠藤憲子君。

○21番（遠藤憲子君） 2月17日の茨城新聞の報道なんですけれども、水戸市は地元の食材を使ったメニューに対し、3,310万円を計上して補助をしている。こういう市独自のやっぱり補助制度という、理由としては食育の観点から実施をしている、このようなことも話されております。牛久でも、牛久の日給食というのが、たしか年3回ということで、牛久の食材を使ったものを子供たちに食育の観点からメニューとして出しているというところでは、やはりこの点についてももう少し市のかかわりがあってもいいのではないかなと思います。

それと、質問で言いました第2子、例えば第3子、現在まだ把握をされていないようですので、この辺についての調査ですね、それをぜひやっていただき、例えばどの程度ならば補助ができるのか、そのようなぜひ調査についても取り組んでいただきたいということをお願いいたしまして、次の質問に入りたいと思います。

次が、牛久の市営住宅についてでございます。これは、根本市長の公約でもありました木造の市営住宅、この建設計画が示されております。以前に私どもに配付をされましたこの基本構想というのがございます。平成30年度の牛久市営住宅再構築基本構想、ダイジェスト版ということでございます。これからかなりの年数、それと金額がかかってくることであると思いますが、この基本構想、2018年に示されております。2020年度についてはどこまでなのか、進捗状況と今後について伺います。全体的な構想について、現在の木造住宅の状況と集約化も含めた構想の考えについて伺います。

○議長（石原幸雄君） 建設部次長根本 忠君。

○建設部次長（根本 忠君） 牛久市では、市営住宅8団地、82棟288戸の市営住宅を管理しております。昭和30年代から40年代に建設された木造住宅は、既に耐用年数を経過している状況です。そのため、国の住宅施策の転換にあわせ、地域の実情に応じた計画的な建てかえや用途廃止、計画的な修繕により長寿命化を図るべき住宅の判別など、新たな視点を盛り込んだ効率的かつ効果的な事業計画に基づくストックマネジメントを実施し、更新コストの縮減を目指すとともに、中長期的な維持管理計画を定めるため、平成31年3月に牛久市市営住宅長寿命化計画を策定しております。

牛久市内の木造住宅は、建築後50年以上たつ住宅が多く、老朽化が進んでいる状況で、震災や風水害の危険性が高い状況にあると考えております。

基本構想では、全国的な動向として人口減少が課題となっており、牛久市でも少子高齢化への対応や定住促進が重要となっております。猪子住宅敷地においても、インフラ整備が停滞している状況にあり、顕在化された問題点の解決及び居住水準や住環境の向上を目指し基本構想を策定しております。市営住宅エリアを北側に集約し、南側に余剰地エリアを配置するとともに、居住者等の健康増進と地域コミュニティの交流の場として敷地中央部に公園を配置し、周辺環境との調和がとれた景観を形成するため、住棟は平屋建てと2階建ての低層木造住宅で構成しております。高齢者に配慮し、デイサービス等の車両の乗り入れが容易にできるように住棟間の確保、道路幅員の拡幅を計画し、猪子住宅の管理戸数を54戸に整備することとしております。

猪子住宅の整備では、令和3年度から計画的な建てかえを実施する予定であり、建てかえに際しては順次住民移動と建てかえ、既存木造住宅の解体を繰り返すローリング方式にて計画しております。今年度、今ですけれども、令和元年度の基本設計では、住宅、道路、公園等の配置計画、年次の施行計画、これを行っております。

令和2年度は、猪子住宅建てかえのための土質・透水試験等の地質調査、それと道路とか公園等の整備の造成全体実施設計、さらには近隣境界測量の用地測量、木造2階建て20戸を建築する住宅建設工事実施設計を予定しております。

令和3年度以降の計画ですけれども、令和3年度は住宅の建設20世帯、令和4年度は住民移動17世帯と既存住宅の解体13棟、令和5年度は住宅の建設14世帯と造成工事、令和6年度は住民移動17世帯と既存住宅の解体12棟、令和7年度は住宅の建設20世帯と造成工事、令和8年度は住民移動16世帯と既存住宅の解体12棟であり、令和9年度に最終造成工事により建てかえ事業を完了する予定となっております。

また、居住者の移転後の家賃等については、公営住宅法第43条第1項の規定や、牛久市営

住宅建替事業実施要綱第19条により、新たに入居する住宅の家賃が従前の住宅の最終家賃を超える場合、入居者の家賃の負担軽減を図るため家賃を軽減します。5年間をかけて従前の市営住宅の家賃から徐々に上げていき、6年目に正規家賃とすることと考えております。以上でございます。

○議長（石原幸雄君） 遠藤憲子君。

○21番（遠藤憲子君） 今次長に御答弁いただいたんですけども、ちょっと全体的な構想だけだったので、令和2年度の予算の事業内容とか、令和3年度以降の計画についても今御答弁いただきましたので、その辺については了解しました。

とにかく、長期的な工事それからかなりの費用負担、それからもちろん国・県の補助、それから市の負担というものも大変かかるわけですね。これは、根本市長がずっと猪子住宅、あそこに市営住宅を集約して、それで住宅の安価な家賃のものについてもやっていきたいという市長の公約でもあったわけなんですけど、この辺につきましても、長期的な契約ももちろんそうなんですけれども、費用とかそういうものについてはどこまで算定をとるか持っていってらっしゃるかとか、その辺だけちょっと確認をいたします。

○議長（石原幸雄君） 建設部次長根本 忠君。

○建設部次長（根本 忠君） 単価等については、まだ変動があると思いますけれども、今現在市として捉えている全体の事業費としては12億円を考えておまして、国土交通省からの補助もこれからも要求していきたいと考えておりますが、国からは上限で45%をいただけるかなと考えております。それと合わせると、トータル的に5億4,000万円程度は国からの補助になると考えております。

○議長（石原幸雄君） 遠藤憲子君。

○21番（遠藤憲子君） そうしますと、こういう構想については、国のほうのあれはわかりましたけれども、県とかそういうものの補助というのはあるのでしょうか、そこを伺います。

○議長（石原幸雄君） 建設部次長根本 忠君。

○建設部次長（根本 忠君） 特に、今回木造住宅を考えておまして、その補助についてはいただけるということで、県ともさらに内容については詰めていきたいと思っておりますけれども、補助のほうは県からもいただく考えで進めていきたいと思っております。

○議長（石原幸雄君） 遠藤憲子君。

○21番（遠藤憲子君） できれば、非常に市営住宅が大きく変わるということの一つになると思います。

2番目の質問としては、今市営住宅がこのように将来的な計画があるという中で、連帯保証人について伺いたいと思います。現在、現状として県内の市営住宅に関しまして保証人を必要

としております。県内の状況について、なぜ市はこのように保証人を必要としているのか伺いたいと思います。

そして、2番目には、保証人が確保できずに申請ができなかった事例等はあるのかどうか伺います。

そして、3番目には、例えば保証人が確保できない、民間の保証機関、このような活用について考えていくのかどうかを伺います。

そして、4番目には、今後保証人を免除する考えはどうか伺いたいと思います。今回議案として提案をされておりますが、市営住宅に関するものについて、保証人を2人から1人にするということを重々承知の上で伺います。

○議長（石原幸雄君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 急速に進展する少子高齢化により、公営住宅の入居世帯についても高齢者世帯や身寄りのない高齢単身者の増加が進んでおります。労働人口の減少や連帯保証人のなり手の不足や、連帯保証人の確保がより一層困難になることが想定されます。

さらに、平成30年1月23日の総務省からの国交省、厚生労働省への公営住宅等に関する行政評価・監視の結果に基づきまして、勧告や平成30年3月30日の国交省からの各都道府県の公営住宅への入居に際しての取り扱い通知に基づき、生活困窮者の市営住宅への入居条件に関し、支障が生ずることをできる限り緩和することが求められております。

しかしながら、連帯保証人の役割は入居者の家賃滞納に対する抑止や保証、また退去後の残置物の整理等を補うために必要とされておるものと考えます。

また、この住宅に関しては、ローリング方式といいまして、先ほども言ったように、今、市営の前山住宅、いろいろな住宅ございます。それを、その人たちが入れてもらう、それからあそこの住宅内でいろいろな、できたらそこに帰る、そこに行くということで進める。非常にどっちから、違う施設に行くと、非常に引っ越しの負担を全部市でするしかない。だったら、もう10メートル先の新しくできたのかえる、そうしてできたら壊して、そういうことをすることによって、その経費が大分抑えられるということになりました。

あと、もう一つの大きな利点は、猪子の踏切のところからずっと真っすぐ来まして、今度道が抜けるようになります。そうすると、一厚東のほうに抜ける道ができるということで、あの辺にもちょっといろいろな交通的なもので回遊するのかなということで考えています。また、敷地内に余剰地ができましたことに、近隣の自治体の、区の区民館等の設置も確保して、そしてあそこを有効に使用するという、そして財源の一つの、6億円か7億円なので、その財源のものとして、今新しくいろいろな住宅が大分集約しますので、その残地を処分しながらいくと、もっと経費が下がるのかなということで思っております。以上です。

○議長（石原幸雄君） 答弁を求めます。建設部次長根本 忠君。

○建設部次長（根本 忠君） 牛久市としましては、茨城県と同様に「連帯保証人2名が連署する」から、1名でも入居可能とするため「連帯保証人が連署する」に緩和いたしますが、引き続き連帯保証人を求めることといたしました。なお、茨城県内の市町村のうち、水戸市は「連帯保証人を求めないこととする」としておりますが、その他公営住宅を管理しております36市町村は、引き続き1名から2名の連帯保証人を求めていくと伺っております。

これまで、牛久市において入居募集時に連帯保証人を確保できず、入居できなかった事例はございませんでした。ただし、今後牛久市においても連帯保証人を確保できない事例が出てくることも想定されます。そのため、茨城県や各市町村の動向を踏まえながら、また民間保証機関の導入に向けて調査研究してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（石原幸雄君） 遠藤憲子君。

○21番（遠藤憲子君） そうしますと、今次長の答弁からは、保証人を免除するという考えはないというふうに理解をするのかどうか、その辺をちょっと確認したいと思います。それは後で御答弁いただければと思います。

令和2年度から改正されます改正民法で、賃貸住宅の契約書の保証人が、責任を負う上限の明示が義務づけられました。このことは、あらかじめ負う金額が具体的に示されることから、かえって保証人になること、これを避けることが見込まれます。今後、さらに保証人の確保が難しくなる、このように予想されているのではないかと思います。

国土交通省は、単身の高齢者が保証人を確保できず公営住宅に入れなかったケース、これが全国的にふえている、このことを受けまして、昨年3月から入居条件から保証人の確保を外すよう、各自治体に通達をされました。ただし、保証人規定を残すかどうか、これは自治体の判断となっているということでございます。

今回議案として提案されております市営住宅に関します保証人の人数ですが、申請時に必要とされておりました保証人を2人から1人にしております。県内では、先ほどありました水戸市、そしてこの4月からは土浦市も保証人を免除する、このように聞いております。保証人を免除するとしている背景には、この公営住宅に入る方、単身の高齢者、それから未婚の方、離婚を背景にして所得の低い方、この方がふえているという状況があるのではないかと思います。こういう状況から、自治体によります保証人が見つけられない希望者の入居辞退を防ぐ、これが言われております。こういう問題で、保証人が牛久市では必要としているという先ほどの御答弁でございましたが、保証人にかわる緊急連絡先、この確保ができれば免除の規定というのも設けてはいいのではないかと思います。もう一度牛久市の考えについて伺います。

○議長（石原幸雄君） 建設部次長根本 忠君。

○建設部次長（根本 忠君） 先ほど答弁したとおりですけれども、今現在、今回のその市町村の動向等を踏まえることと、さらには今牛久市の市営住宅に入居されている方の滞納の状況とか、あとは実際そのまま亡くなってしまっただけで遺物が残ってしまったとか、いろいろ課題があります。そういう状況を踏まえると、今現在としてはほかの市町村の動向も見ながら考えても、2名から1名に緩和するものの、1名は残していきたいという状況です。ただ、今後永久にかと言われると、それは柔軟に動向を見ながら判断していきたいと思っています。以上です。

○議長（石原幸雄君） 遠藤憲子君。

○21番（遠藤憲子君） これは、全国的にいろいろと、公営住宅の保証人についてはいろいろな事例が今出ております。特に、福岡県のほうでは、保証人があった場合、それとない場合、それについて家賃の滞納などについて調査をしました結果は、それほど差はなかったということで、保証人の規定を外したという事例も来ております。公営住宅が持っていますこのセーフティー機能として、この目的が住宅に困窮する低所得者に健康で文化的な生活を営めるよう、この住宅を安い、低家賃で提供する、このことにあると思います。保証人が見つからない場合、こういうようなほかの自治体でやっております免除規定、こういうことを改善していったり、例えば生活保護利用者の場合には、希望者には家賃を代理収納する、そういうような方法なども考えられる問題ではないかと思います。過去に、家賃を滞納して保証人に請求をした事例などがあるのかどうかを伺います。

○議長（石原幸雄君） 建設部次長根本 忠君。

○建設部次長（根本 忠君） 牛久市内でも滞納がありまして、その結果連帯保証人、連帯保証人が親族だったということがありますけれども、話し合っていていただいて、滞納については納めていただいたという事例は何件かあります。

○議長（石原幸雄君） 遠藤憲子君。

○21番（遠藤憲子君） 確かに、入居のときの家賃滞納、この抑止力、それから身元引受人、それから安否確認、そういうもの、大変強いということは重々承知をするものなんですけれども、やはりこの住宅に困窮をしているこういう方たちの立場に立てば、やはりこの保証人すら見つけられない、そのために申請ができないという状況だけにはつくってはならないというふうに考えています。やはり、この保証人は入居者と同等の責任を要求されるわけなので、その問題についても、今後家賃の滞納については収納課のほうでこの辺は請求をし、また収納しているのではないかと思いますので、その辺入居者の実態に即したものにしていっていただきたい。そして、今回は保証人を2名から1名にしたということ、そのことについては、本当は保証人がないような事例になっていただきたいという、今後ですね、経過を見ながらさらにこの問題についても取り上げていきたいと思っています。

以上で一般質問を終わります。

○議長（石原幸雄君） 以上で21番遠藤憲子君の一般質問は終了いたしました。

ここで暫時休憩をいたします。再開は15時20分といたします。

午後3時09分休憩

午後3時24分開議

○議長（石原幸雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、22番利根川英雄君。

〔22番利根川英雄君登壇〕

○22番（利根川英雄君） 日本共産党の利根川英雄です。

通告順に従って質問をいたします。

1つ目は、教育委員会と学校の危機管理についてであります。12月議会では、茨城県が作成しております学校防災に関する手引に基づいて、この危機管理の問題について質問をしてきました。12月議会以降の経過と、そして今後の方針についてお尋ねします。

○議長（石原幸雄君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 学校の校外学習の際の、大雨などによる状況判断のその後の学校の詳しい聞き取り調査と教育委員会の対応をお答えします。

まず、平成25年度に県教育委員会より発行されました「学校防災に関する手引き（改訂版）」ですが、これは13校全ての学校で活用しているということでした。

しかし、各学校の危機管理マニュアルに、学校防災の手引の第3章の「大雨、竜巻等突風、雷等の災害への対応及び特別警報について」を十分に取り入れているかという観点では、3つの学校が不十分でありましたので指導しました。

また、大雨などの対応については、毎年6月に各学校の危機管理職が県教育委員会主催の防災指導者研修会に参加しています。そこで気象庁の職員より「気象庁が提供する防災気象情報」の活用の仕方を研修しており、警報・注意報の発表のタイミング、特別警報の発表基準、気象情報の入手方法などを学んできております。そこでは、気象庁のホームページにレーダーナウキャストというものがあります。降水、雷、竜巻等を5分間隔で目先1時間までの予測を見ることができます。また、各県のポータルサイトにある気象情報と同じものを見ることができます。

改めて、10月25日の各学校の遠足の状況を聞きますと、どこの学校もレーダーナウキャストで成田方面の気象状況を確認して、千葉方面に大雨が降ることを予測できず、出発してい

ます。また、成田に到着した後でスマホからナウキャストを確認する中で、雨雲と大雨警報を確認し、早めの帰路についてということです。

ただ、大雨注意報が警戒レベル2に相当することや、大雨警報が警戒レベル3に相当するといった認識がなかったのが、改めて確認するとともに、学校長に防災気象情報をもとにとるべき行動と、相当する警戒レベルを指導しました。

危機管理と責任ということに関しましては、万が一事故があった場合は学校の設置者である教育委員会が責任をとる形になると思います。

これからは、異常気象で想定外の災害が起こることを考えますと、学校の各種行事に対する大雨などの危機管理体制を見直すとともに、教育委員会が行っている各学校の危機管理マニュアルの点検業務も、学校防災の観点から実効性のあるものにしていく必要があると考えます。

一方、学校では日常的にさまざまな校外学習や遠足、練習試合など数多くあります。法令で校長の職務権限となっているものも数多くありますので、学校長の危機管理能力の育成も考えていきたいと思えます。

さらに、今後は市役所に防災課もできます。市役所と教育委員会と学校がより緊密な連携をとりながら、子供たちの命を守ることを最優先に考えた学校運営をしていきたいと思えます。

今回のことに関しましては、千葉の銚子气象台に電話をして詳しく教えていただきました。そして、膨大な資料を送ってくれまして、10月25日の情報や気象の情報を詳しく勉強させていただきました。これをもとに、まずは教育委員会内部で危機管理意識を高めて、学校の経営にも、アドバイスにも当たっていききたいと、こう思っています。

○議長（石原幸雄君） 利根川英雄君。

○2番（利根川英雄君） 危機管理意識を、今後教育委員会、学校等で必要に応じて十分実施していただきたいということもありますけれども、まずこの危機管理の問題、そしていろいろな災害の問題で、どうも今の答弁を聞きますと、各学校単位でというふうに受けとめられる点があると思うんです。私のほうとしては、12月議会でも提案をしました。やはり教育委員会と学校での危機管理、この問題については共有すべきではないかと。各学校任せではなく、教育委員会も責任を持ってこの情報を収集すべきではないかというふうに考えておりますが、教育長の12月の答弁では、学校行事の実施についての判断は校長とのことであります。例えば、台風災害による気象情報を事前に収集すべきではなかったかと。先ほどの答弁では、3つの学校でそれがなかったということでありましたが、そしてその行事を実施するかどうかの判断は、各学校は当然のことだとは思いますが、教育委員会としてまた話し合い、協議をしながら決めるべきではないかと思えます。この点についてはどうかと。

また、教育委員会と各学校での情報の共有、これをすべきではないかというふうに思えます

が、この実施するか判断は学校長であっても情報の共有は必要となっていると思います。教育委員会として各学校のこれら防災に関する危機管理に関する共有事項を実施するべきだと考えますが、その点についてお尋ねします。

○議長（石原幸雄君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 確かに、その日は台風があつて、それたとはいっても台風がありました。そうした大きな行事の場合は、やはり情報共有をして、教育委員会からのアドバイスというものは必要ではないかと考えました。そういうふうなもとに、今回のコロナウイルスの場合も毎日校長会を開きながら情報を共有して、教育委員会でアドバイスしながら学校をコントロールしていくということが大事かなと思っております。

○議長（石原幸雄君） 利根川英雄君。

○2番（利根川英雄君） 先ほどの教育長の答弁ですと、銚子气象台というような話がありました。茨城県では水戸に气象台があります。そしてまた、茨城県危機管理ポータルサイトというホームページもあります。そしてまた、大気汚染常時監視情報というものもあります。これらの情報収集も必要ではないかと。これは台風だけではなく、竜巻や雷雨、そしてまた光化学スモッグなどの被害を防ぐためにも必要と考えるわけであります。そして、この情報収集は、各学校ごとに任せるということではなく教育委員会が行うべきではないか。インターネットから5分か10分で情報を収集し、そしてファクス等またメール等を通じて各学校に知らせることができると思います。そうすることによって、これらの情報の共有ができるというふうに考えますが、教育委員会のほうでそのような体制をとれる可能性はあるのかどうかお尋ねします。

○議長（石原幸雄君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 今回のことがありまして、改めてポータルサイトと気象庁のホームページを見ました。非常に詳しい情報が入っていて、ポータルサイトも貴重だと思っております。各学校には、改めてこのホームページ等が、学校のホームページにそのワンクリックで見られるようにということでレーダーナウキャストを見られるようにしてあるという状況なんです。改めて大きな災害のときは教育委員会と学校で情報共有をするためにも、この気象庁、ポータルサイト等を学校のホームページのお気に入り等に入れながら、こちらで指導していきたいと思っております。

○議長（石原幸雄君） 利根川英雄君。

○2番（利根川英雄君） 各学校と教育委員会での共有ということについては答弁をいただいているんですが、その点について。

それと、ポータルサイト、气象台だけではなくて、先ほど言いました大気汚染常時監視情報

というものが、これもホームページであります。これは特に光化学スモッグの問題について、学校教育、体育の時間等を含めて、やはり光化学スモッグというのは、有線放送でも光化学スモッグ注意報が発令されましたという情報も流れますが、それ以前に早く情報を収集するというには、この大気汚染常時監視情報というものも、これもぜひ情報収集の中に入れていただきたい。これらの情報の共有ということを経済委員会が責任を持って、各学校でということになりますと、働き方改革等でいろいろ教員の仕事が忙しいというようなことが言われておりますので、まずは教育委員会で情報を収集し、そして各学校と共有していくというのが私は必要ではないかというふうに思うんですが、この点について再度お尋ねします。

○議長（石原幸雄君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） きこの池辺議員のお話にもありましたけれども、気象の激変というのは確かにすごいなと思っています。去年の秋の中学校の運動会でも熱中症が、暑さで大変でした。そういったことを考えますと、教育委員会がリードしてデータをとって学校と共有をすると、議員のおっしゃるような体制をつくることは必要だと思いますので、今後進めていきたいと思っております。

○議長（石原幸雄君） 利根川英雄君。

○2番（利根川英雄君） 12月議会でも提案をしたんですが、内閣府、気象庁から出ている警戒レベルのチラシというものはごらんになったことがあるでしょうか。そしてまた、このチラシ、各学校に置くべきではないかと思っております。これは、警戒レベル1・2・3・4・5とあります。これは2019年に内閣府のほうから出されたものであります。これを各学校に、これはどちらかというと水害、土砂災害についての警戒レベルの問題であります。この警戒レベルというのはどういうものなのか、例えば昨年の中での、牛久市が発令した警戒レベル3、そしてまた成田で出された警戒レベル4、こういうものがどういうものなのかということ、これは各学校の担当課のほうではよく御存じないのではないかというふうに思いますし、そしてまた、あと子供たちに対しても、この警戒レベルというものがどういうものかということを知らせる意味でも私は必要だと思います。このようなチラシで、内閣府の消防庁のホームページから印刷することができますので、この点について各学校に配付をするか設置することについてどのように考えるのかお尋ねをいたします。

○議長（石原幸雄君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 内閣府から出ているものが、ちょっともう一度確認しないとわからないのですが、私のほうで配ったものも、警戒レベル1から5までのものを配りました。大雨注意報がレベル2とか、大雨警報になるとレベル3で、地元の自治体が避難準備をするとか、土砂災害警報はレベル4とかという一覧表は配ってあるんですが、議員のおっしゃったものを

もう一度確認して、どちらがよりわかりやすいかを検討しながら配付できるものは配付していきたいと思っています。

○議長（石原幸雄君） 利根川英雄君。

○22番（利根川英雄君） ぜひ、この危機管理の問題について、防災についての今後の重要性というものをしっかりと各学校と共有していってもらいたいと。

一つ気になるのは、例えば校長先生等は大体3年ですか、また教員の異動というものも当然あるわけで、これ毎年しっかりと教育委員会のほうで年度当初に徹底をしていかないと、おざなりになる可能性もあるので、ここら辺のところはぜひ毎年教育委員会のほうで指導を徹底していただきたいというふうに思います。

次に、学校給食の異物混入の問題について、その後の状況についてお尋ねします。

昨年、奥野小学校の給食で異物が児童の訴えで発覚をしました。そのときの学校の対応とその後についてお尋ねします。

○議長（石原幸雄君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 昨年12月17日に発生しました異物混入につきましては、皆様に多大なる御心配をおかけして申しわけございませんでした。

今回は、放送委員の児童が口にしたギョーザの中から、乾燥剤に用いる脱酸素剤の袋の一部が見つかり、職員室に持ち込まれ確認したときには、喫食終了直前であったこともあり、喫食中止をかけることができませんでした。放送委員は、給食時間に流す放送を行った後に給食を食べていることから、児童が異物を見つけたときには、既に各クラスの給食は終了直前である状況でした。

御指摘のように、児童の安全を考えると、終了直前でありましても喫食を速やかに中止させることは必要なことであったと考えられます。

市教育委員会といたしましては、平成28年に学校給食異物混入対応マニュアルを作成して、各学校及び調理業者に周知しており、マニュアルにも異物混入が発生した際には「給食の中断・保全」が記されております。しかし、さきに御説明しましたとおり、異物の確認報告が喫食終了直前であったことで、喫食停止をするには至りませんでした。この事故を重く捉え、教育委員会では栄養士等への周知徹底を再度行いました。

今後は、常時マニュアルの確認を行うとともに、緊急時の対応について協議してまいります。

○議長（石原幸雄君） 利根川英雄君。

○22番（利根川英雄君） 学校給食においても、危機管理というものの必要性というのがここでも問われるわけであります。今回の事故、学校給食会から納入されたギョーザの中に入っていたということで、確かに多少時間がたってからだったとは思いますが、その対応自体が

全く私はなっていなかったのではないかと。食べて毒性のものではない、ただその乾燥剤ですか、これが破けて中のものが全部出てしまったということなんですが、これは毒性がないということと言われておりますけれども、もし針とかくぎとかそういったもの場合は、本当に重大な事故になるわけです。そういった観点からいくと、この学校給食の食材の中に異物が混入していたということは大きな問題です。

そして、この保護者、そしてまた子供等にこの事実は学校のほうから知らせたのかどうかお尋ねします。

○議長（石原幸雄君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） まず、子供なんですが、すぐに保護者にお知らせしまして医者に行っていたかというふうな対応をしました。また、その場で子供たちに知らせたかということなんですが、子供たちに入っているということは知らせないで、健康確認をしたという状況であります。それから、奥野ふれあい保育園のほうにも同じ食材が入っておりましたので、そちらにも報告したという状況であります。保護者のほうにも文書でお知らせしたということでもあります。

○議長（石原幸雄君） 利根川英雄君。

○2番（利根川英雄君） これは、保護者は奥野小学校だけですか、それともやはり全ての学校の保護者にも知らせるべきではないかと。これは、先ほど言いましたけれども、毒性でないからいいという問題ではない、大変な問題なんですよ、これは。針だったらどうするんですか。

その後の対応について、学校給食会、そしてまた保健所、納入業者、これらに対してどのような対応をしたのかお尋ねします。

○議長（石原幸雄君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 学校教育課に現物を確認して、学校教育課に持ってきました。その後、学校給食会と竜ヶ崎保健所に来ていただきまして、対応していただきました。今回の異物混入につきましては、強制調査を依頼しました。竜ヶ崎保健所で現物を持ち帰り、この業者が栃木県の業者ですので、竜ヶ崎の保健所から栃木県的那須の保健所へ送って、那須の保健所から業者に立入調査を行っていただきました。こういう流れで進みました。

○議長（石原幸雄君） 利根川英雄君。

○2番（利根川英雄君） その業者に対する何らかの措置はとられたのか。そしてまた、これがどういう形で混入したのか、どういう調理段階で混入したのか。この異物が混入したシリカゲルの大きさからいくと、相当結構大きいですよ。ギョーザの中に入っていたということであれば、その時点で気がつくのではないかと思うんですが、その納入業者についてはどの

ような過程で入って、そしてどのような形で出荷をしたのか、そしてまた保健所としてはこの業者に対してどのような措置をとったのか、この点についてお尋ねします。

○議長（石原幸雄君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 業者が学校給食会へ来まして、詳しい聞き取りをしました。ギョーザの中には、干しエビを5袋手作業で入れたそうです。この干しエビ5袋を手作業で入れたときに、この脱酸素剤が入ってしまったのではないかとということでございました。このギョーザの納品はやめて、ほかの商品に今切りかえているところです。こういう状況です。

○議長（石原幸雄君） 利根川英雄君に申し上げます。質問は挙手をしてお願いをいたします。（「いや、答弁漏れだから」の声あり）教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 業者のほうにも指導もしております。

○議長（石原幸雄君） 利根川英雄君。

○2番（利根川英雄君） 指導しているということは、例えば何日間の営業停止とかそういったことですか。ただ何にもなく、栃木県の業者だから茨城県の牛久ではそういった問題には関係ないということなのか、ちょっとそういうふうには受け取れないんですが、もう少し深刻に考えてもらいたいんですよ。大変な問題なんですよ、これ。子供たちの給食ですから。その点について、どのようなこの業者に対して指導したのか、これは各保健所なりからの指導があったと思うんですが、その点の調査はしていないのか、報告はないのかお尋ねします。

○議長（石原幸雄君） 学校教育課長川真田英行君。

○学校教育課長（川真田英行君） 業者のほうにつきましては、当市のほうに学校給食会と一緒に呼び出しをしまして、こちらからきつく注意をしたところですが、業者自体も保健所のほうから指導を受けて、全部残りのギョーザ、配送したものを回収ということは行っております。営業停止等はなかったと聞いております。以上です。

○議長（石原幸雄君） 利根川英雄君。

○2番（利根川英雄君） 全てのギョーザを処分したということ、それだけの指導で終わったんですか。それ以外の指導というものは一切なかったのか、ここら辺のところもちょっと確認をしたいんですが。

○議長（石原幸雄君） 学校教育課長川真田英行君。

○学校教育課長（川真田英行君） 当然干しエビの袋の中に入っていた乾燥剤をそのままあけて入ってしまったという状況でしたので、あけた場合に必ずチェックをするというようなことで再発防止のための指導はあったということ、業者と学校給食会のほうから報告を受けております。

○議長（石原幸雄君） 利根川英雄君。

○2番（利根川英雄君） 営業停止とかそういったものはなかったというふうに受け取れるわけですが、ぜひ防災の問題、そしてまた今回のこの学校給食への異物混入の問題については、この危機管理のマニュアルというものをやはりしっかりとつくっていただきたい。これは防災だけにとどまらず、学校給食の中の異物の混入も含めた、先ほど教育長が言われましたその学校給食におけるマニュアルというものを、あったとしても結局は全ての教員に行きわたっていなかったと。ですから、先ほども言いましたように、校長も教頭も教員も転勤というものがある、だから年度の初めにはぜひそういったものを徹底していただきたいというふうに思います。

そして、あと1点質問はしたかったんですが、通告をしていないので意見だけを述べておきたいと思います。

新型コロナウイルスの影響で、3月2日から小中学校は一斉休校となりました。突然の国からの指示で、多くの自治体は困惑をしております。休校しない自治体もあると聞いております。市の対応は小中学校一斉休校、ところが児童クラブや保育園・幼稚園は開設する、これには多分に疑問が残ります。学校で授業をすると感染する、児童クラブや保育園・幼稚園などでは皆さんが集まっても感染しないと。多くの市民は疑問が残るという意見であります。今回の事例、いろいろ教育委員会のほうでも矛盾を感じている点はあると思いますので、しっかりと今回の新型コロナウイルスの対応について総括をして、今後の危機管理に生かしていただきたいと思います。

それでは、次に行政区と自治会の問題についてであります。基本的には、お隣の龍ヶ崎と同様、廃止すべきではないかという意見、各地域から数多く寄せられております。そのような観点から質問をいたします。

行政区と自治会はどのようなものなのか、そしてその違いは何なのか、市の考え方をお尋ねします。

○議長（石原幸雄君） 市民部長高谷 寿君。

○市民部長（高谷 寿君） 行政区は、一定の地域に住む方たちが、安全で安心な社会生活をしていく上でのさまざまな課題を行政と地域住民と協働して解決する努力をしていく組織と考えております。また、自治会にはさきに述べた行政区割りの中に存在し、そこに居住する住民によって組織される親睦や自治活動を展開するための任意の団体であると捉えております。このような中、行政との協力、連携による協働や地域コミュニティー活動を行うよりどころとして、市民の皆様の御理解を得ながら行政区という形で一本化できるように努めてまいりたいと考えております。

○議長（石原幸雄君） 利根川英雄君。

○2番（利根川英雄君） 行政区は条例で定められて、補助金等が出ているわけですが、これは地方自治法第157条がいう公共的団体として、市の業務の一部を委託しているのではないかと思います。しかし、この自治法には明確なものはありませんが、これを適用しているのではないかというふうに思います。また、この行政区の問題については、戦前の隣組みたいな関係があるというふうに国のほうでも考えております。それは、まずこの行政区の問題であります。市が発行しております行政区活動の手引というものがあります。これによりますと、行政区の事業は29あります。全て実施するものではないと思いますが、行政区の仕事量は大変なものがあります。高齢化に伴い、区長や班長、これらの役員の方を引き受けるにも困難な状況にあるというふうに私どものところに意見が寄せられております。行政区や自治会の役員を回避するために、これらの組織に加入しない家庭もあるということも聞いております。少子高齢化に伴い、今後さらにこのような状況が加速する可能性があると思います。

行政からの仕事を減らす努力をすべきではないかと思えます。これは、前市長の池邊市長のときに、大分この仕事を各行政区におろしていったという経緯もあります。行政区の仕事を減らす努力もすべきではないか。特に、新興住宅地での核家族化や共稼ぎ家庭がふえる中で役員を引き受けるのは困難が生じていると思えます。会費や募金集め、また広報紙などの配布も大きな負担になっていると聞いております。広報紙の1日号、15日号はポスティングやっているようですが、1日号、これは部数もページ数も厚く、そしてまたそれに伴って各団体の広報紙なども入っている場合もあります。量が多く大変という意見もあります。その解決策としては、その広報紙の配布については広報紙に広告を載せ、そしてその配布費用でポスティングをすべきではないかと思えます。この広報紙に広告を載せるということ、旧自治省の見解ですが、現在日本全国で、少し前の記録ですが、400を超える地方自治体が広報紙に広告を載せ、そしてその費用でポスティングをしている自治体も多いと聞いております。これは法的に何ら問題ないことであります。この仕事を減らす意味でも、これらの問題についてどう考えるのかお尋ねいたします。

○議長（石原幸雄君） 市民部長高谷 寿君。

○市民部長（高谷 寿君） 現在、各行政区を通じてお願いしております市からの業務につきましては、1日号広報紙等の配布業務を含め、共同募金や各種委員の推薦など多岐にわたり御協力をいただいているところです。

行政区を通じて毎月配布をお願いしている広報紙については、広い意味での地域広報活動の一環であるとの解釈のもとに、行政区の加入にかかわらずお住まいの全ての方に配布をお願いしております。そのため、行政区運営費補助金の算出根拠としては、行政区加入戸数ではなく広報紙配布戸数を積算しております。

一方で、回覧物と全戸配布については、その頻度や回覧する必要性も含めて、各担当課と協議の上さらに精査し、引き続き市役所全体の課題と捉えながら削減に向けた検討を重ねてまいりたいと考えております。

また、市から依頼しております各種委員の推薦につきましては、それぞれの地域と行政をつなぐ重要な役割を担っていただいているとともに、地域にとっても必要な役割であるという共通認識の上で、今後も引き続き区長を通じて選任をお願いしたいと考えております。

市からの各種依頼が集中する行政区長職につきましては、地域住民からのさまざまな要望や御意見を代表して市へ届けていただくとともに、行政からの最新の情報を地域へ届ける重要な役割を担っていただける方を各地域から御推薦いただいております。そのため、各区長職におかれましては、みずからの立場と職務が最終的には地域住民のための貢献であることを御理解いただいていると認識しております。

今後も、地域と行政をつなぐ重要なパイプ役である区長職に対しましては、引き続き担当課である市民活動課を通じて、庁内の各担当部署と連絡調整を迅速に行い、その御負担を少しでも軽減するべく努めてまいります。以上です。

○議長（石原幸雄君） 利根川英雄君。

○2番（利根川英雄君） この問題は、12月議会の請願書で出された敬老会の問題について、私どもでいろいろ調査し、そしてまた聞き取りをしながらきたものですが、市内には行政区と自治会、両方一つのところで行政区と自治会というふうに言っているところもあると思います。私が住んでおりました小坂団地は、以前は行政区と自治会と2つありました。それで、市のほうからは行政区に回覧等のものがおろされました。そして行政区長のほうから自治会長のほうにその業務の委託をされていたという経緯、これはもう20数年前に小坂団地は自治会を廃止し行政区一本になったわけですが、どうも市のほうの対応を見ておりますと、行政区と自治会というものは同じものというふうに受け取れるんですね。

自治会は、あくまでも自主的な自主組織です。加盟も脱退も自由にできるものです。その地域に住んでいるから加入してくれというある程度その協力要請ではなく、これは加盟・脱退は自由なんです、自治会というのは。先ほど言いました地方自治法第157条が定める公的団体には当たらないんですね、自治会は。そして、市の事業を任せる、委託するには、当然のことながらその自治会と市と協定などを契約してお願いをするということ、そしてこれらの配布また募金集め等は、その自治会で十分協議し、そして決めていくと。

これは、私もこの自治会のことをよく調べたんですが、全国的に裁判が結構あるんですね。例えば、自治会に入らないからごみの置き場を撤去するとか、そしてまたその地域にある街灯の電球を抜くとか、これで裁判になっていくというような事例もあるわけです。そのような立

場からいけば、やはり行政区と自治会というものは違うんだと、そしてまた自治会組織の中で議論をしてもらって、市と市の仕事の一部を負担するかどうかというものも十分理解をしてもらえないと、12月議会で出された請願書のようなものが今後出る可能性も十分考えられます。12月議会のものは、あれは全て正しいというふうには私どもは思いません。これまでにない消極的な賛成をしたわけで、こういったものはありません。ただ、今後このような混乱をなくすためにも、しっかりと行政区と自治会の違いというもの、さらには仕事、先ほど答弁では仕事量も検討していくという問題、さらには広報の問題もあります、これらを含めて行政区と自治会の違いというものをどのように捉えているのかお尋ねします。

○議長（石原幸雄君） 市民部長高谷 寿君。

○市民部長（高谷 寿君） 一番最初にお答えいたしましたように、行政区のほうは行政と地域住民と課題解決に努力していくという組織ということで考えております。それで、自治会のほうは自主的な活動をしていく任意の団体だという認識でおります。ただ、先ほどの答弁でもお答えしましたように、市としては将来に向けて行政区に集約できるような形で、市民の御理解をいただきながらそのような形で進めていきたいと考えておりますので、御理解をよろしくお願いします。

○議長（石原幸雄君） 利根川英雄君。

○2番（利根川英雄君） 例えば、埼玉県の深谷市、これ合併時に行政区を廃止しました。そしてまた、北海道のある自治体では、行政区を廃止し自治会に移行していくと。これは、行政のほうが積極的に地域住民の中に入って、自治会組織にしてほしいというような訴えをしてくております。また、お隣の龍ヶ崎市でも行政区を廃止し、そして中学校区単位に自治会の組織をしていくと。確かに、この自治会にしてしまうと、行政の仕事を委託できるかどうかという問題について、なかなか大変だとは思いますが、もう少し行政区と自治会の問題、特に国のほうが言っているのは集落、これは行政区のこと、そしてそういう中で新興住宅地、これは自治会組織がふえてくると、ここでいろいろなそのニュアンスの違いが生まれてくるというようなことも国は認めているわけですね。

そういった中で、今後このような行政区内、自治会内でのめ事をなくすためにも、例えば自治会にしては各自治会との契約をすべきだと。私も小坂団地で自治会の役員をやっています、確かに加入しない人はいます。区長、自治会長なんかと、そしてまた副区長なんかとけんかをする人も結構おりました。広報など配ってくれなくてもいいと、うちの前に街灯も要らないと、そのような言い方をする人も各多くいるというのも、私どもは自治会の役員をやった経験をしています。

この問題について、やはり一つは区長を初め、自治会長を初め、そして役員を引き受けると

ということがどんなに大変なことなのか、それはもう担当課のほうで十分承知していると思いますので、ここら辺のところをもう少ししっかりと行政区と自治会の違い、そしてまた自治会との契約を結んでいくという問題、これも大変だとは思いますが、あしたからやれということではないので、検討課題として担当課で進めていただきたいと。

今後の高齢化に伴う状況を見ますと、行政区の廃止と自治組織への移行を検討すべきではないかというふうに思うわけであります。場所によっては、この行政区を統合していると、役員を受けの人がいないから統合するしかないんですね。すると、だんだんますます広がっていってしまうわけですが、それほど受けの人がいない、また仕事量が多い、負担が多いということが言われると思います。今後ますます役員のなり手がなくなる可能性は大きいです。区長のなり手がいない状況も生まれる可能性はあります。このような問題、これからあと5年たっていけば相当深刻な問題になると思います。どのように対応していくのか、検討していくのか、その点についてお尋ねします。

○議長（石原幸雄君） 市民部長高谷 寿君。

○市民部長（高谷 寿君） ただいまの質問にお答えします。

行政区の区長さんは、我々担当している部門ですので、市のほうに来ていただく回数も多いですし、いろいろな役割を担っていただいているので、重責になっているということで大変御苦労されているのを承知しております。行政区の中で、役員さん、区長さん、また班長さんとか選ぶ際にも苦労されているというお話も聞いております。ですから、市のほうからお願いする役割、物量とかその量の部分も減らしていきたいと考えておりますけれども、一方で市民に提供する情報等いろいろなものもありますので、ここら辺の兼ね合いを調整しながら今後も減らしていく努力をさせていただきたいと思っております。

○議長（石原幸雄君） 利根川英雄君。

○22番（利根川英雄君） ぜひ、私どものほうとしては行政区を廃止し、そして自治会または町内会、自主的な組織にしていくべきだというふうに私たちは考えております。その方向も含めて、特にこれから核家族化そしてまた高齢化が進んでいく中でますます大変になってくると思いますので、なるべく早く検討していただきたいと思いますようお願いいたします。

続きまして、公共交通かつば号の充実、来年度の計画と今後の方針についてお尋ねします。

○議長（石原幸雄君） 経営企画部長吉田将巳君。

○経営企画部長（吉田将巳君） 令和2年度におきましては、10月を目途として6台目のかつば号の増車が行われます。この増車は、これまで市議会定例会でも答弁申し上げてまいっており、ひたち野うしく地区のコミュニティバスかつば号を充実させることにより、公共交通における市民生活の向上を目的として行うものです。具体的には、牛久市地域公共交通網形成計

画で計画されている施策、タウンミーティングでの市民要望への対応、ひたち野うしく駅西口を発着する路線バスが民間も含めてないことなどの課題解決を目指しております。なお、詳細なルートにつきましては、現在関係機関と調整中でございます。

次に、既存ルートの見直しのほうがございます。具体的には、令和元年第3回定例会で池辺議員の一般質問でも答弁しておりますが、小坂団地ルートを経路を見直し、女化地区内を運行することを検討しております。見直しに当たりましては、現在でも同ルートは1運行に60分を要しておりますので、ルートを延長するのではなく、一部の便についてルートを変更して女化地区を運行するようにしたいと考えております。

これらに加えて、交通系ICカードの導入を検討しております。

なお、かっぱ号の新規ルート並びに既存ルートの見直しにつきましては、牛久市地域公共交通会議での関係者協議を調えた後、国土交通省の認可を得て決定をいたすこととなります。以上でございます。

○議長（石原幸雄君） 利根川英雄君。

○22番（利根川英雄君） 質問通告の中での打ち合わせの中で、これまで議会答弁でも大分あったんですが、費用対効果という言葉、数多くこの公共交通については言われてきました。国・県からの補助金については、100%補填されていないことは十分理解をできます。ただ、これまでの打ち合わせの中で、税金を使つての費用対効果、これは今後使わないでほしいというふうに思います。これまで、部長も費用対効果というものを、この議場で何回か使っているはずですが、この点についてまずお尋ねしたいと。そして、この費用対効果というものは大体どういうものなのか、利益を生むということなのかどうか、その点についてお尋ねします。

○議長（石原幸雄君） 経営企画部長吉田将巳君。

○経営企画部長（吉田将巳君） 公共交通におきましても、確かに費用対効果という言葉のほうを使いましたけれども、議員御指摘のように、例えばそのかっぱ号におきましても、以前は民間の路線バスがあったものを、そこが廃線になってしまったと。そこに対して税金を投入したこのコミュニティバスを運行するというので、しかもそれに対しては廉価で運賃を設定して運行するというのであれば、そこにおいて費用対効果ということ民間のように求めた場合には、確かにこれは赤字になってしまうのはいたし方ない。ですので、議員がおっしゃるように、この場合の費用対効果という言葉で使うのは確かに適切ではないというふうに思います。あくまで申し上げていたのは、税金を投入するに当たってのその効果というものがあるかどうか、例えばその路線を走らせるということに対して利用率が上がるとか、そういうことに対しての効果というのを十分に検討して、そういった事業を進めていくという意味でのあの費用対効果ということでしたので、あくまでペイするようなことでやるということではないと

いうふうに理解して使っております。以上でございます。

○議長（石原幸雄君） 利根川英雄君。

○2番（利根川英雄君） これまでの答弁の中で、そのようなことを聞いたのは今初めてですよ。利益が出ないから住民要求には応えられないと、端的に言うともそういうふうに受け取れるんですよ。民間バスが費用対効果がないから撤退しているんですよ。そういう中に地方自治体がコミュニティバス出して、利益を生めるわけがないんですよ。それは民間会社よりは、時間帯の問題、費用の問題を安くすれば当然人が乗ります。そうすれば費用対効果も生まれてくるでありますが、そういうことはできないというのは私どもも知っております。

しかし、こうやって住民要求を抑えるような費用対効果、今の言葉を聞いていても、どうもやはり利益を生むような、例えば国、財務省では、この費用対効果という言葉は使わないんですよ。公共事業における費用対効果分析という言葉、こういうことでやっている、これ財務省のほうでね。その中には、経済的な分析、また財政的な分析と、こういった方向で検討していかなければならないと。この費用対効果だけで方針を決めると、大きな矛盾を生じるというふうに言われております。これは、大学教授の研究者の意見なんですが。

で、費用対効果の問題、住民要求についてはよく言いますが、じゃあ市が行っている、実施する公共事業、費用対効果という言葉は一つも使わないんですよ。例えば、ハートフルクーポン券、これ何度か聞いていますよね、何億とお金を投入してどの程度効果あるのか。効果がありますだけで、金額的な具体的なものは出てこない。またはふるさと納税ですね、これもまた費用対効果は明らかになっていない。そしてまた、牛久シャトーやエスカードビルに対しても、大きなお金を投入していきます、これからですね。それに当たっての費用対効果はこのくらいあるというようなものも出されておられません。また、例えばグリーンファーム、そしてBDFやペレット、これらについても費用対効果というのはよく聞くことはありません。教育・福祉、これはもう当然地方自治体が行わなければならない行政サービスであります。今後の費用対効果は使わないということですが、私はこの、先ほど言いました市が主体で行う公共事業について、投資的効果というかその費用対効果がどの程度出ているのか、もしおわかりになればぜひお聞きしたいというふうに思います。この点についてお尋ねします。

○議長（石原幸雄君） 経営企画部長吉田将巳君。

○経営企画部長（吉田将巳君） ちょっと今の質問に関しましては通告の中にはなかったので、ちょっと答弁を用意しておりませんので御理解を賜りたいと思います。以上です。

○議長（石原幸雄君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 私たちは、さまざまな施策に費用、税金を投入するわけでございます。その税金を投入した中で、効果という言葉ではなくて、私はどのように還元されたか、そして

どのような効率的な運営がされたかということが、またこれから大きな問題になろうかと思えます。ですから、今費用対効果というのはちょっと適切ではないかもしれない、効果というのにちょっとまとめたような私は感じもするのでございますけれども、ただ私たちはこのいろいろな施策するに当たっても、その財源をどうするかということも我々は考えなければ、そのいろいろな施策もできないわけでございます、ですから何かする場合にはその財源をどうするかということもこれから大きな課題になるのかと私は思っております。

ちょっと答弁と違うんですけども、先ほどのコロナウイルスの件なんです、先ほども利根川さんは、学童保育はなぜするのという話をされました。ちょっとよろしいですか、この話。

(「どうぞ」の声あり)

その件について、私も先週の休み明けに職員を招集しまして、早速私は学校の休校を来週からするという話を、その午後に政府のほうでもされたのですが、そのうちに学童保育も私は中止ということで、だって学校の教室が35人前後でやっていて、それが学童保育は40人、朝の7時から夜の遅くまで、これはおかしいだろうという話を、ただ職員のほうからは、これは急速にそういうことをされたら困るという話があり、じゃああと3日間のうちでどうするかということを検討するように、そして結局3年まで、そして学校の先生を使って教室で、皆さんにおいて、それで教室も使えるということ、じゃあそれだったらゴーとしよう、ただ1,000名ぐらいになるようだったらどうしようという話、そこまでいきました。ただ、それまでいけませんでしたので、今回も4年生までということで拡大したわけです。ですから、私の大きな仕事は、一つのもの、これこうしますということで、しっかりそれに基づいてその職員がどのようなことで対応するか、これか大きな、先ほども教育長ございました、その教育長もそうなんです、学校で学校長がどうするかと迷ったときは方向を示す、そのとき明確な、これストップ、ゴーということで、しっかり明確にやるのが、やはりそういう為政を預かる者としての務めではないかと私は思っておりますので、この辺についてもこれからは防災に関して、さまざまな危機管理に対してしっかりと行っていく所存でございます。

○議長（石原幸雄君） 利根川英雄君。

○2番（利根川英雄君） コロナウイルスに関しては、そういった方向で大きな疑問という点があるので、ぜひ危機管理の中での教育委員会でのマニュアルの中に入れていただきたい。

それと、先ほどの通告がないからと。これから事前の打ち合わせはしません。打ち合わせする中で言っているんですよ、費用対効果、費用対効果がないからバスはふやせないとか。でも、部長よく言うと思うんだけど、ハートフルクーポン券もふるさと納税も課長のとき担当していたのではないですか、別に資料がなくてもわかると思うんですけども、でも、いいです、別に答弁したくないんですから、いいです。費用対効果がないということで、答弁できないという

ことで、私のほうでは理解をしました。これは、費用対効果というものはやはり言うべきではないです。そうする、どういうことかという、我々のほうから言いますと、やってやっているんだという感覚ですよ。費用対効果が……。

○議長（石原幸雄君） 22番利根川英雄君に申し上げます。一般質問の途中でございますが、質問の残時間が残り少なくなっておりますので、時間に御留意をいただいて簡潔をお願いいたします。利根川英雄君。

○22番（利根川英雄君） ということで、次にICカードの導入についてお尋ねをいたします。かっぱ号へのICカードの導入ですね、この点について、これも何度か質問していますので、この点についてお尋ねします。

○議長（石原幸雄君） 経営企画部長吉田将巳君。

○経営企画部長（吉田将巳君） 交通系ICカードは、かっぱ号の利用性向上に資するものであると市としても考えております。このため、かっぱ号の交通系ICカード対応につきましては、現在導入の方向で検討中でございます。

時期につきましては、本年度6台目の導入時に実施できないか、事業者と検討のほうを進めておりますけれども、まだ未調整の部分も残っておりますので、具体的な時期につきましては、決定したらお知らせしたいと考えております。以上です。

○議長（石原幸雄君） 利根川英雄君。

○22番（利根川英雄君） ぜひ、ICカードの導入には積極的に、ただ新車につける場合には国の補助金がつくけれども、既存のものにはつかないというような状況もありますので、これは私たちも県含め、国に対して私たちも独自でその要求はしていきたいと。以前要求したことはあったんですが、つきませんと簡単に断られました。これからもやっていきたいと。

次に、巡回バスの問題、福祉巡回バス、同僚議員のほうからありましたが、これかっぱ号との連携について、現在福祉バスのルートは7コースあります。そして、うしくあみ斎場へも行っております。斎場への公共交通の要求も強いものがありますので、検討の余地はあるのではないかと思います。さらに、牛久大仏やアウトレットへの民間バスは、平日でも5便、土日祭日は直通便ではありますが13便あります。荒川沖からでもJRバスがアウトレットまで運行されております。阿見の町長のお話ですと、バス会社に斎場までの乗り入れも要求しているということを聞いております。牛久駅から斎場までのタクシーの運賃は5,300円ぐらい、関東鉄道のバスに乗って行きますと630円、ぜひこの点を、これすぐにはできないのはわかります、そしてまた民間バスに対して国からの補助金も出ております。それらを含めて、やはり積極的に、早急に実現はできないとは思いますが、粘り強く交渉していただきたいと思います。その点についてお尋ねします。

○議長（石原幸雄君） 答弁を求めます。経営企画部長吉田将巳君。

○経営企画部長（吉田将巳君） うしくあみ齋場への交通手段でございますけれども、現在牛久駅東口から牛久大仏までの路線バスが、牛久駅東口発の時間で午前9時から午後2時5分までに5便、牛久大仏から牛久駅東口までのバスが、牛久大仏発の時間で午前10時から午後3時まで5便ございます。

これらのルートにつきましては、市として利用者の利便性向上のための取り組みも行っております。利用者からの、停留所の名称がわかりづらいなどの意見を受けまして、地元行政区と協議を行い、路線バス事業者への要望活動を行いました。この働きかけの結果、平成29年8月に、うしくあみ齋場最寄りの「上久野」停留所の名称を「うしくあみ齋場前」に変更していただいております。

なお、これらの便の路線維持の状況につきましては、関東鉄道株式会社に確認しましたところ、牛久大仏まで運行されている便、こちらについては牛久大仏からの要請に基づいて運行されており、牛久大仏からの運行補償というものを受けているとのことでした。このため、うしくあみ齋場への路線バスの増便には、さらなる費用が発生することが想定されるわけでございます。

なお、現在実施しております関東鉄道株式会社への補助というものは、前にも他の議員の御質問にもお答えしましたが、複数自治体にまたがる路線に対しての県や沿線自治体による協調補助のみでございます。

市としましては、市内の路線に対する単独の補助交付というものは現時点では考えてはおりませんが、今後の検討課題ということでやっていきたいと思っておりますので御理解を賜りたいと存じます。以上です。

○議長（石原幸雄君） 利根川英雄君。

○22番（利根川英雄君） 教育委員会の危機管理の問題、そしてまた行政区と自治会の問題、そしてまた公共交通の問題、早急に解決できる問題ではない提起もしてまいりました。そういった点含めて、今後の課題として市民要求実現のために早急な検討をしていただけますようお願いを申し上げます、私の一般質問を終わります。

○議長（石原幸雄君） 以上で22番利根川英雄君の一般質問は終了いたしました。

本日の一般質問はこれまでに打ち切ります。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて延会といたします。

大変御苦労さまでした。

午後4時32分延会